

業 務 概 況

令和6年版



国 土 交 通 省
九州運輸局 長崎運輸支局

目 次

I. 管内の概要	
1. 長崎県の概要	1
2. 長崎県の運輸の概要	1
3. 長崎県の観光の概況	5
II. 総務企画関係業務	
1. 海事思想普及の取組の概況	7
2. 倉庫業の概況	8
III. 運航関係業務	
1. 一般旅客定期航路事業の概況	9
2. 旅客不定期航路事業の概況	12
3. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況	12
4. 内航海運事業の概況	13
5. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況	13
6. 港湾運送事業の概況	14
IV. 船舶関係業務・船舶検査関係業務	
1. 造船事業の概況	15
2. 船舶登録の概況	15
3. 船用工業の概況	16
4. モーターボート事業の概況	16
5. 船舶検査関係事務の概況	17
V. 船員関係業務	
1. 船員関係業務の概況	18
2. 船員職業安定関係業務の概要	18
3. 船員法・職員法関係業務の概況	19
4. 水先関係業務の概況	19
VI. 運航労務監理官関係業務	
1. 運航労務監理官関係業務の概況	20
2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況	20
3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況	21
VII. 外国船舶監督関係業務	
1. 外国船舶監督関係業務の概況	22

VIII. 輸送関係業務	
1. 乗合バス事業の概況	23
2. 貸切バス事業の概況	24
3. タクシー事業の概況	25
4. レンタカー事業の概況	29
5. トラック事業の概況	30
IX. 自動車登録関係業務	
1. 自動車登録の概況	31
X. 自動車検査・整備・保安関係業務	
1. 自動車検査業務の概況	33
2. 自動車整備事業関係業務の概況	33
3. 街頭検査に関する実施状況	34
XI. 関係団体一覧	35
XII. 支局概要	
1. 管轄業務管轄図	38
2. 沿革	41
3. 組織図	44
4. 支局・事務所所在地	45

1. 長崎県の概要

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西 213km、南北 307km におよぶ県域であり、総面積 4,130.90km²(平成 30 年 10 月 1 日現在)は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されている。海岸線の延長は 4,171km(平成 30 年 3 月 31 日現在)におよび、北海道につき全国第二位(北方四島を除くと第一位)の長さとなっている。

長崎県は明治 22 年に市町村制がしかれた当時は、長崎市 1 市のほか 15 町、289 村あったが、その後、新市の誕生や町村合併などにより、平成 22 年 3 月 31 日から、13 市 8 町となっている。

令和 6 年 12 月 1 日現在の推計人口は、1,249 千人となっており、そのうち長崎市 388 千人、佐世保市 230 千人、諫早市 131 千人となっており、令和 5 年 12 月 1 日の 1,265 千人より 16 千人減少している。

2. 長崎県の運輸の概要

鉄道・軌道

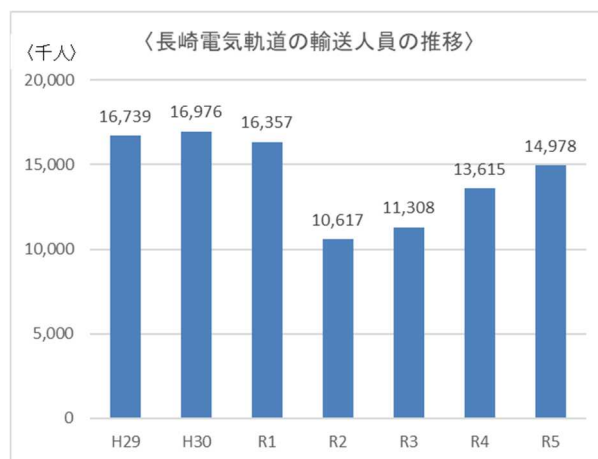
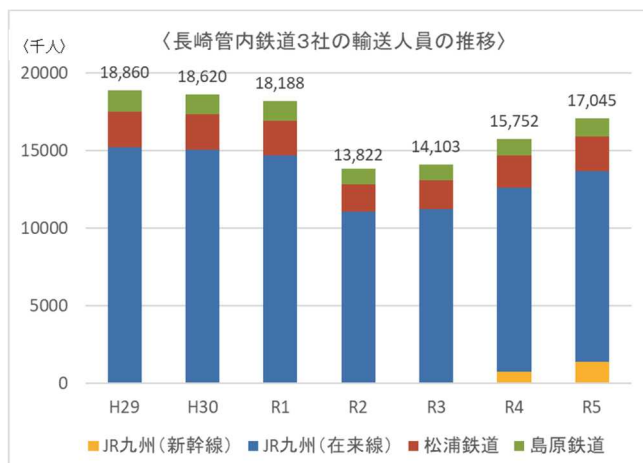
長崎県には九州旅客鉄道(JR九州)の長崎本線、佐世保線、大村線の 3 路線のほか、民営の島原鉄道、第三セクターの松浦鉄道及び民営の長崎電気軌道の路面電車が運行されている。

令和 4 年 9 月 23 日の西九州新幹線開業に併せて、長崎線(江北～諫早間)を上下分離。令和 6 年 2 月には鉄道事業再構築実施計画の認定を受け、利用者の利便の確保に関する取組を行うこととされている。

また、長崎駅・諫早駅・新大村駅周辺で再開発が進められるとともに、長崎では長崎駅から浦上駅までの高架化がされ、交通渋滞や交通事故の解消のための整備が行われた。

松浦鉄道、島原鉄道は、地域に密着した公共交通機関として通勤・通学に重要な役割を果たしており、定期券利用者も多い。長崎電気軌道は、長崎市内の通勤・通学の交通機関として利用されるとともに、観光客の移動手段としても利用されている。

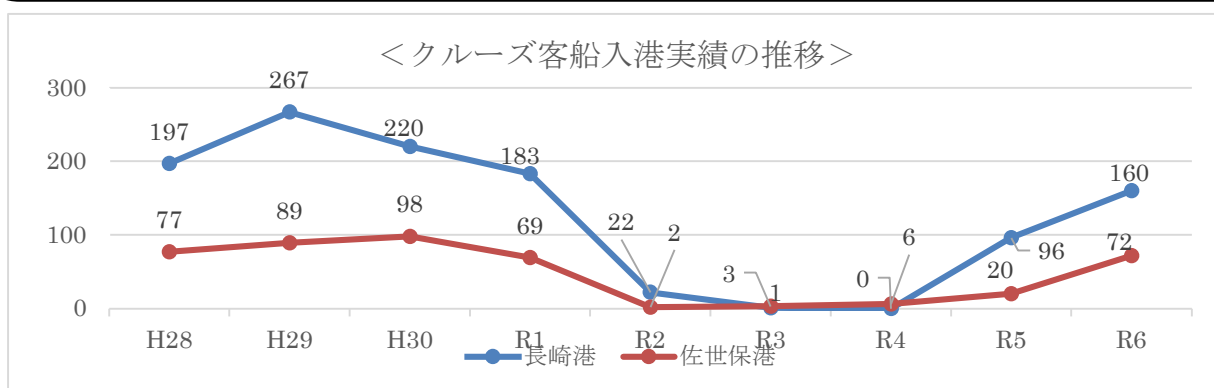
令和 5 年度の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったが約 9 割まで回復している。



港湾

長崎県は、地理的な自然条件から 4,171kmの長大な海岸線に、重要港湾 5 港(長崎港、佐世保港、福江港、郷ノ浦港、厳原港)・地方港湾 77 港・56 条港湾(港湾区域の定めのない港湾)22 港を数える全国有数の港湾県であり、また、232 港の漁港のうち、離島等に存在する漁港は水産業の根拠地としての機能と外部を結ぶ定期便が発着する生活基盤としての役割を果たしている。

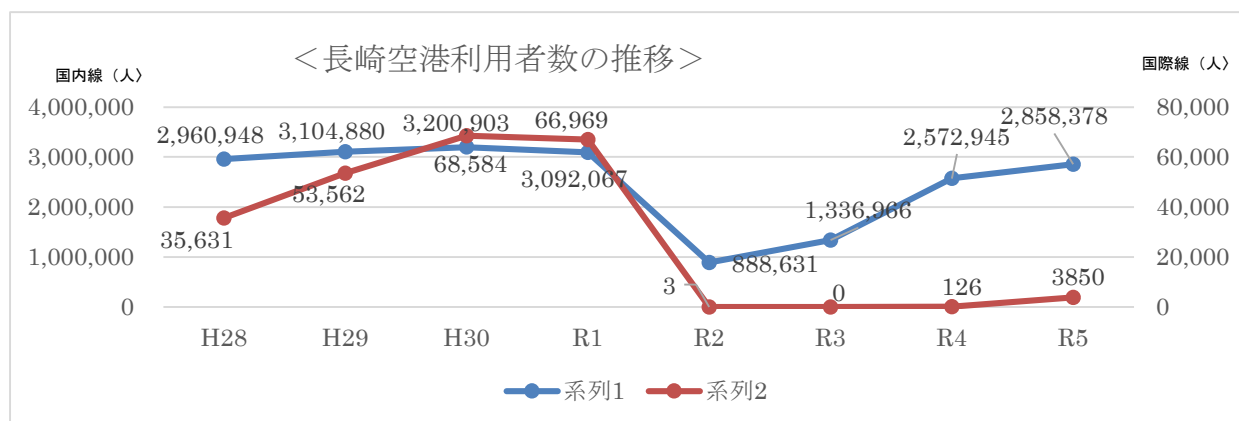
長崎港は平成 23 年 11 月に対岸諸国(中国・韓国・ロシアなど)との経済発展を我が国の成長に取り込むことなどを目的とした日本海側拠点港のうち「外航クルーズ(定点クルーズ)」の拠点港に、佐世保港は平成 29 年 1 月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾にそれぞれ選定され、佐世保市浦頭地区に整備された国際クルーズ拠点ターミナルビル「佐世保クルーズセンター」が令和 6 年 6 月からクルーズ船の受け入れを開始した。令和 6 年の外航クルーズ船の寄港数は、長崎港 160 隻(前年 96 隻)、佐世保港で 72 隻(前年 20 隻)と増加している。



空港

長崎県内には、昭和 50 年に世界初の海上空港として開業した長崎空港のほか、多くの離島を要する地勢から福江空港、壱岐空港、対馬空港の計 4 空港に定期便が就航し、全国の主要都市及び本土と結ぶ航空網を形成している。

長崎空港は本県の空の玄関口として、国内線は 10 路線、国際線は 2 路線が就航しているが、国際線については、令和 5 年 10 月に上海線が 3 年 8 ヶ月振りに運航を再開したことから、国際定期路線の運行がなかった前期と比べ、旅客数が回復した。国内線については令和 5 年 5 月に新型コロナウイルスが「5 類感染症」へ変更されたことから、1 年を通じて回復傾向が続き、前年比 111.1%、28 万 5,433 人の増加の 2,858,378 人であった。



資料：長崎県『航空利用の概況』から作成

《地域公共交通の概況》

地域公共交通は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった日常生活に必要な移動を支えるとともに、まちの賑わいの創出や、国内外の観光客を含む地域内外の交流人口の増加等を通じ、地域経済を支える機能も有している。

しかし、近年の人口減少や高齢者の運転免許の返納、運転手不足の深刻化、公的負担の増加等により、公共交通の維持は困難となっており、地方公共団体が主体となって、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっている。

地域公共交通活性化再生法の改正が令和2年11月に施行され、地域の社会・経済の基盤となる「地域公共交通計画」の作成や実施について、地方公共団体の「努力義務」と定められた。

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成
19年
制定

- ✓ 市町村が主体となって幅広い関係者が参加する協議会を設置
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。
- ✓ 地域の交通圏の広がりにあわせて、市町村をまたぐ広域的な地域公共交通網の形成を進めるため、計画作成主体に都道府県を追加。
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。
- ✓ 併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制を適用除外する特例を創設

令和
5年
改正

- ✓ 目的規定に、地域の関係者の連携と促進を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。
- ✓ ローカル鉄道・バス・タクシー等の地域交通の再構築に関する仕組みを創設・拡充し、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への再構築（リ・デザイン）を推進。
- ✓ 自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の提供を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設。

地域公共交通計画のポイント

○「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン

- 全ての地方公共団体に対して作成の努力義務
- 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い地域公共交通計画を作成

計画のポイント

- ◆**地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - 公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
 - ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
 - ◆**地域特定に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - 従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源**（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を**最大限活用**
 - MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
 - ◆**まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - コンパクトシティ等の**まちづくり施策との一体的推進**
 - 観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
 - ◆**住民の協力を含む関係者の連携**
 - 法定協議会において、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議を行い作成
- ⇒ **地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**

地域旅客運送サービス



- ◆利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCA

管内の地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会の設置状況等

R6.12現在

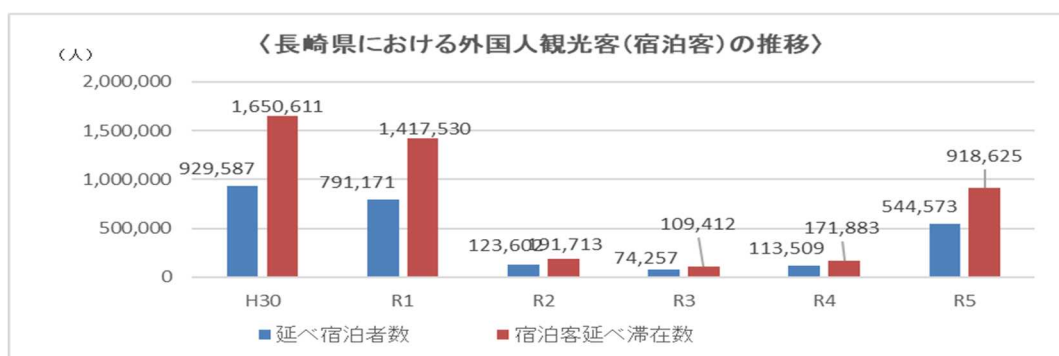
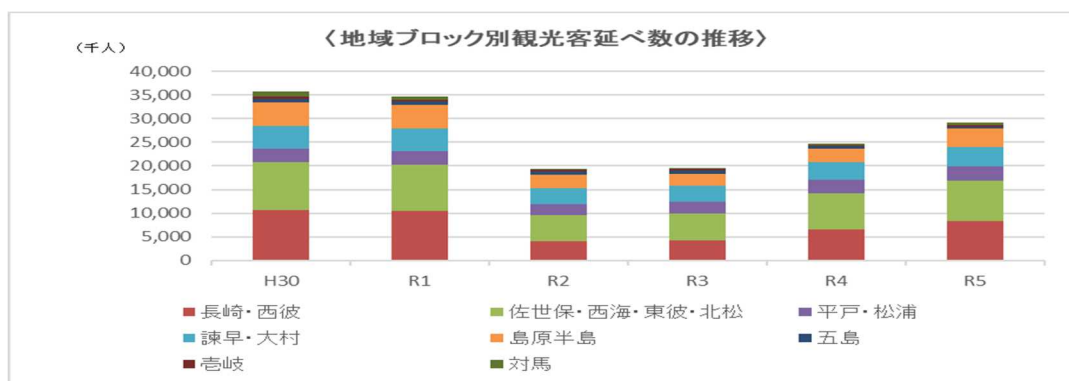
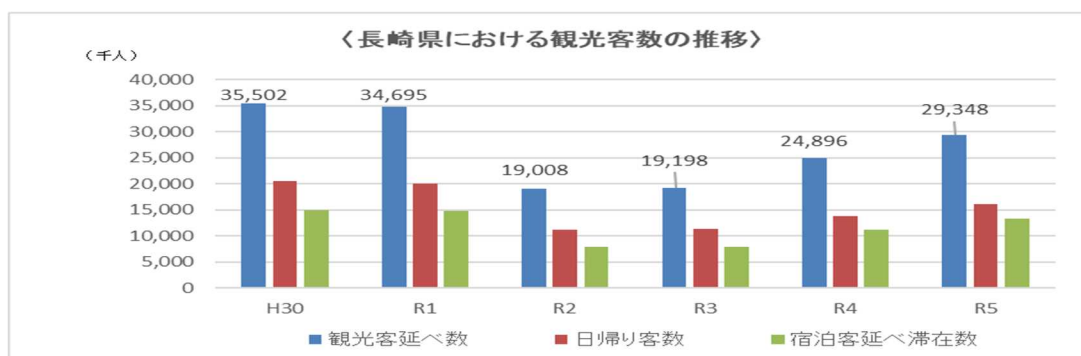
市町名	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会	交通計画の策定状況	計画期間
長崎県	-	長崎県地域公共交通活性化協議会	○	R5.4~R8.3
長崎市	長崎市公共交通活性化協議会		○	R3.8~R8.3
佐世保市	佐世保市公共交通会議	佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会	○ ※網形成計画	H27.6~R7.3
島原市	島原市公共交通会議		○	R5.4~R10.3
諫早市	諫早市地域公共交通協議会		○	R5.4~R10.3
大村市	大村市地域公共交通会議		○	R6.4~R11.3
平戸市	平戸市愛のり交通活性化委員会		○ ※網形成計画	H31.4~R7.3
松浦市	松浦市地域公共交通活性化協議会		○	R4.4~R9.3
対馬市	対馬市地域交通検討委員会	対馬市地域公共交通活性化協議会	策定中	-
杵岐市	杵岐市地域公共交通活性化推進協議会		-	-
五島市	五島市地域公共交通活性化再生協議会		○	R4.4~R9.9
西海市	西海市地域公共交通活性化協議会		○	R5.4~R10.3
雲仙市	雲仙市地域公共交通協議会		○	R5.8~R10.3
南島原市	南島原市地域公共交通活性化協議会		○	R6.7~R11.3
長与町	長与町地域公共交通会議	-	-	-
時津町	-	-	-	-
東彼杵町	東彼杵町地域公共交通活性化協議会		○	R5.4~R10.3
川棚町	川棚町地域公共交通活性化協議会		○	R6.4~R11.3
波佐見町	波佐見町地域公共交通会議	波佐見町地域公共交通活性化協議会	策定中	-
小値賀町	小値賀町地域公共交通会議		○	R5.4~R10.3
佐々町	-	佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会	策定中	-
新上五島町	新上五島町地域公共交通会議	新上五島町交通ネットワーク促進協議会	○	R5.4~R10.3

3. 長崎県の観光の概況

長崎県は、海外との交流、被爆体験による歴史文化や独自の食文化など観光資源が豊富で、国内外からの観光客を引き付けている。また、世界遺産の「明治日本の産業革命遺産」と、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に加え、「出島表門橋架橋」などの新たな観光資源を付加するなど、県内各地域が観光資源を磨きなおし、魅力的な観光まちづくりに取り組んでいる。

令和5年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により旅行需要が低迷した時期があったものの、県や市町の旅行割引や令和4年10月以降に実施された全国旅行支援の効果などから、観光客延べ数は、去年から445万人増の2,935万人(対前年比17.9%増)となった。

また外国人観光客(宿泊客)についても、令和2年以降新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてきたものの、令和4年6月からは段階的に受入れを再会し、さらに10月以降は大幅な水際措置の緩和がなされたことに伴い、回復傾向がみられた。延べ宿泊者数は、去年から43.1万人増の54.5万人(対前年比+479.8%)となった。



自治体名	主な観光関係施策	
長崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)長崎国際観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域 DMO)に認定 ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎駅、出島ワープ) ・浜んまち 免税一括カウンター設置 ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(大浦天主堂 他) ・明治日本の産業革命遺産(小菅修船所跡・端島炭鉱・旧グラバー住宅 等) ・観光立国ショーケースとして、釧路市、金沢市と共に選出 ・地域資源を活用した観光地魅力創造事業(H27・28年度)選定 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(大浦天主堂・軍艦島)認定 ・MICE 施設「出島メッセ長崎」が開業 ・長崎市がモナコ・上海とともに世界新三大夜景に認定 ・日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」 	<p>H30.3 登録</p> <p>H28.2.1</p> <p>H30.7 世界文化遺産登録</p> <p>H27.7 世界文化遺産登録</p> <p>H28.1.29</p> <p>H27.6.26</p> <p>H27.6.12</p> <p>R3.11.1</p> <p>R3.11.19</p> <p>R2.6.19 認定</p> <p>【対象地域:長崎市・諫早市・大村市・佐賀県(嬉野市・佐賀市・小城市)、福岡県(飯塚市・北九州市)】</p>
佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)佐世保観光コンベンション協会が日本版 DMO(地域連携 DMO)に認定 ・佐世保港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定 ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(佐世保駅) ・佐世保港国際ターミナル(葉港テラス)完成 ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(黒島の集落) ・広域観光周遊ルート形成促進事業における 	<p>H29.11 登録</p> <p>H29.1.31</p> <p>H27.2.21</p> <p>H30.7 世界文化遺産登録</p> <p>H27.6.12</p> <p>広域観光拠点地区(九十九島パールシーリゾート)認定</p> <p>・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏</p> <p>【認定期間:H25.4.1～H30.3.31、認定期間更新:H30.4.1～R5.3.31 構成自治体:佐世保市・小値賀町】</p> <p>・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」</p> <p>【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】</p> <p>・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」</p> <p>【対象地域:佐世保市・呉市・横須賀市・舞鶴市】</p> <p>H28.4.25 認定</p> <p>H28.4.25 認定</p>
島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)島原観光ビューローが日本版 DMO(地域 DMO)に認定 ・広域観光周遊ルート形成促進事業における広域観光拠点地区(島原温泉・島原半島ジオパーク) ・島原半島が世界ジオパーク認定 ・(一社)島原半島観光連盟が日本版 DMO(地域連携 DMO)候補法人登録 ・九州オルレ 島原コース 	<p>R2.1 登録</p> <p>H21.8</p>
大村市	<ul style="list-style-type: none"> ・JNTO認定「外国人観光案内所」設置(長崎空港) 	
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳・中江ノ島)) ・九州オルレ 平戸コース ・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】 ・(一社)平戸観光協会が観光地域づくり法人(地域 DMO)に認定 	<p>H30.7 世界文化遺産登録</p> <p>H28.4.25 認定</p> <p>R3.3.31 登録</p>
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】 	H27.4.24 認定
壱岐市	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業【対象地域:壱岐市のみ】 ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】 	<p>H27.4.28 選定</p> <p>H27.4.24 認定</p>
五島市	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(奈留島の江上集落・久賀島の集落) ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】 	<p>H30.7 世界文化遺産登録</p> <p>H27.4.24 認定</p>
雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> ・広域観光周遊ルート形成促進事業における 広域観光拠点地区(雲仙温泉・島原半島ジオパーク) ・島原半島が世界ジオパーク認定 	<p>H27.6.12 認定</p> <p>H21.8</p>
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(原城跡) ・広域観光周遊ルート形成促進事業における 広域観光拠点地区(小浜温泉・島原半島ジオパーク) ・島原半島が世界ジオパーク認定 ・九州オルレ 南島原コース 	<p>H30.7 世界文化遺産登録</p> <p>H27.6.12 認定</p> <p>H21.8</p>
東彼杵郡 波佐見町	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産「日本の磁器のふるさと肥前 ～百花繚乱のやきもの散策～」 【対象地域:佐世保市・平戸市・波佐見町・佐賀県(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町)】 ・(一社)波佐見町観光協会が日本版 DMO(地域 DMO)候補法人登録 	H28.4.25 認定
北松浦郡 小値賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(野崎島の集落後) ・「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 【認定期間:H25.4.1～H30.3.31、認定期間更新:H30.4.1～R5.3.31 構成自治体:佐世保市・小値賀町】 	H30.7 世界文化遺産登録
南松浦郡 新上五島町	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(頭ヶ島の集落) ・日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」 【対象地域:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町】 	<p>H30.7 世界文化遺産登録</p> <p>H27.4.24 認定</p>

1. 海事思想普及の取組の概況

「海」に対する国民の理解と認識を高める目的で設けられた7月の「海の月間」を中心に、海事思想普及のため様々な活動を行っている。

これらの取組は、海運・造船などの海事産業で若年労働者不足が深刻化していることから、次世代を担う子供たちに海事産業への理解を深めてもらい、将来の海事に携わる人材の育成を目的とする取り組み「次世代人材育成推進事業」を兼ね、小・中学生を対象に造船所施設等の見学会などを開催している。

なお、平成29年3月に小中学校社会科の学習指導要領が改定され、海事産業が果たす重要な役割について、令和2年度から全国の小学校で、令和3年度からは全国の中学校で社会科の授業内容に盛り込まれることになった。

年月日	開催内容	参加者	概要
R6.6.21	海事産業見学会	長崎市立南陽小学校（3年生）62名 同校教諭4名	造船所見学
R6.6.28～7.10	長崎港「海の日」小学生 図画コンクール作品展	応募作品 695点	長崎市内の小中学生を対象に海に関する図画を募集。優秀作品を長崎市役所のギャラリーウォールに展示
R6.7.19 R6.7.15	「海の日」記念式典 海事功労者表彰式	長崎地区受賞者 12名 佐世保地区受賞者 4名	海事功労者の表彰式
R6.8.20～28	第61回中学生海の絵画 コンクール作品展	出展作品 63点	受賞作品及び佐世保管内の中学生からの応募作品を佐世保市博物館島瀬美術センター内に展示
R6.8.23	海事産業見学会	長崎市小学校教育研究会社会科部会教諭 11名	造船所見学、フェリー・ターミナル見学
R6.10.21	海事産業見学会	佐世保市立愛宕中学校（2年生）75名 同校教諭6名	造船所見学、営業倉庫見学、 佐世保港内クルーズ、フェリー船内見学
R6.10.30	海事産業見学会	佐世保市立江迎中学校（2年生）34名 同校教諭2名	出前講座、港湾荷役見学、佐世保港内クルーズ、 DVD鑑賞
R6.11.14	海事産業見学会	佐世保市立猪調小学校（5年生）14名 （4年生）1名、同校教諭4名	出前講座、造船所見学、営業倉庫見学、 佐世保港内クルーズ、DVD鑑賞

長崎港「海の日」図画コンクール 優秀作品展示



長崎地区「海の日」記念式典



海事産業見学会



2. 倉庫業の概況

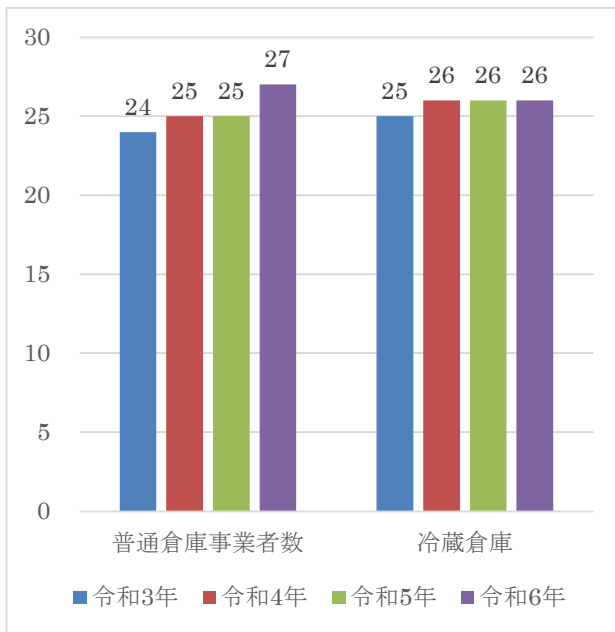
長崎県管内の令和5年度末の事業者数は、普通倉庫27社、冷蔵倉庫26社となっている。

倉庫庫腹量は、1～3類倉庫64千㎡、野積倉庫44千㎡、貯蔵槽倉庫87千㎡、危険品倉庫1600㎡、冷蔵倉庫341千㎡となっている。

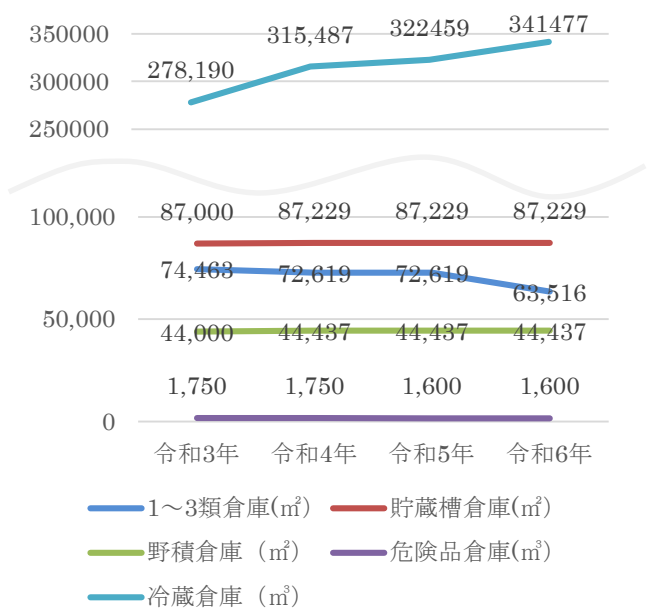
普通倉庫における入庫高は、農水産物が203千トンで、この1品目で全体の約65%を占めている。

また、冷蔵倉庫における入庫高は、冷凍水産物が82千トンで、この1品目で全体の約48%を占めている。

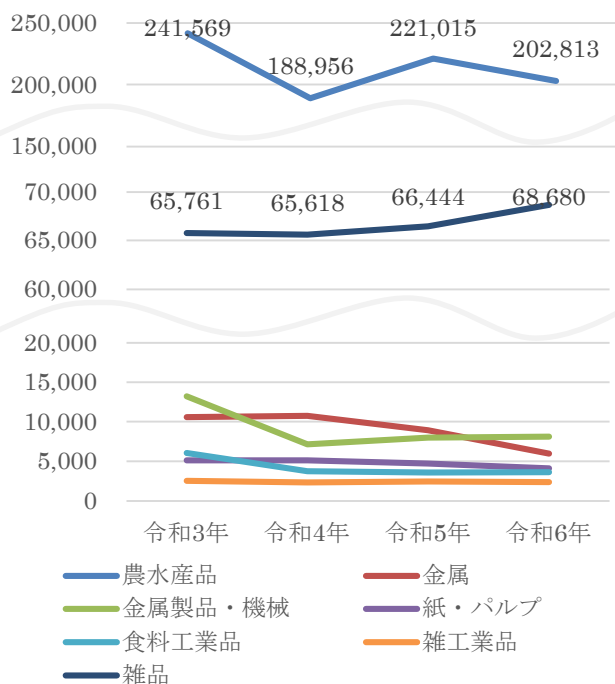
倉庫事業者数(各年3月末)



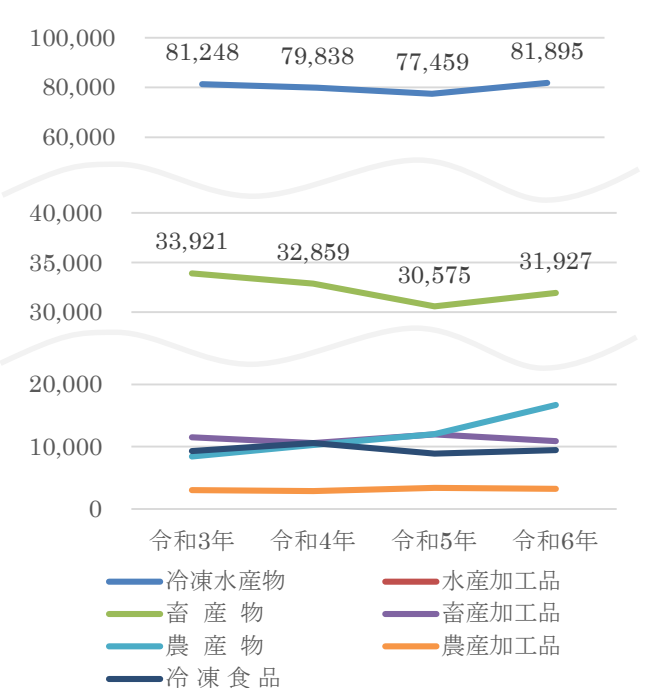
倉庫庫復量(各年3月末)



普通倉庫入庫高(トン)(各年3月末)



冷蔵倉庫入庫高(トン)(各年3月末)

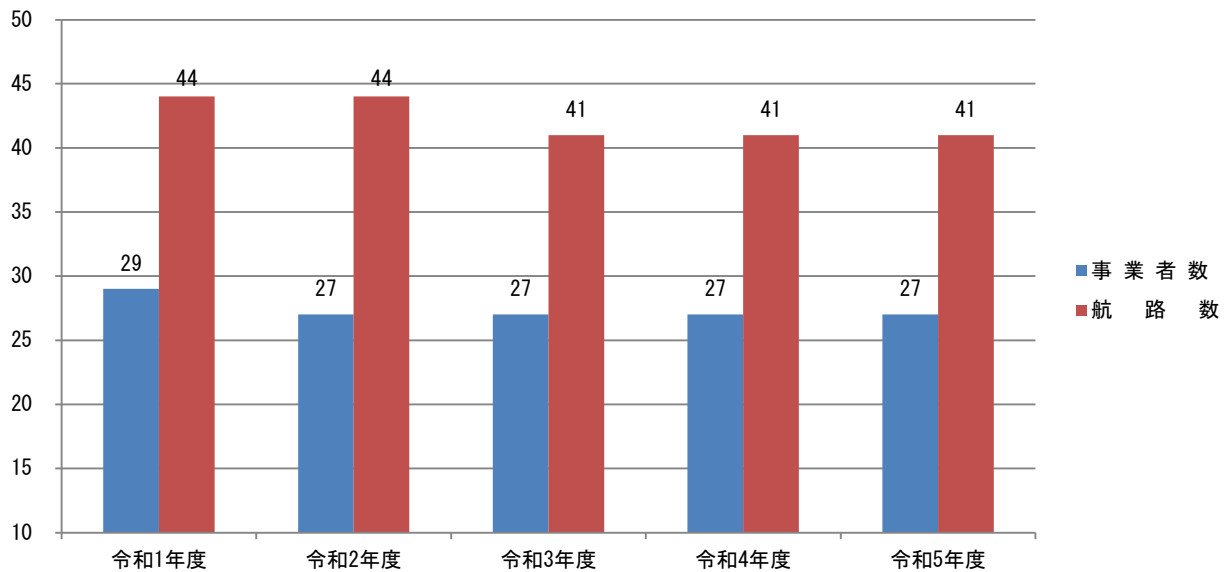


1. 一般旅客定期航路事業の概況

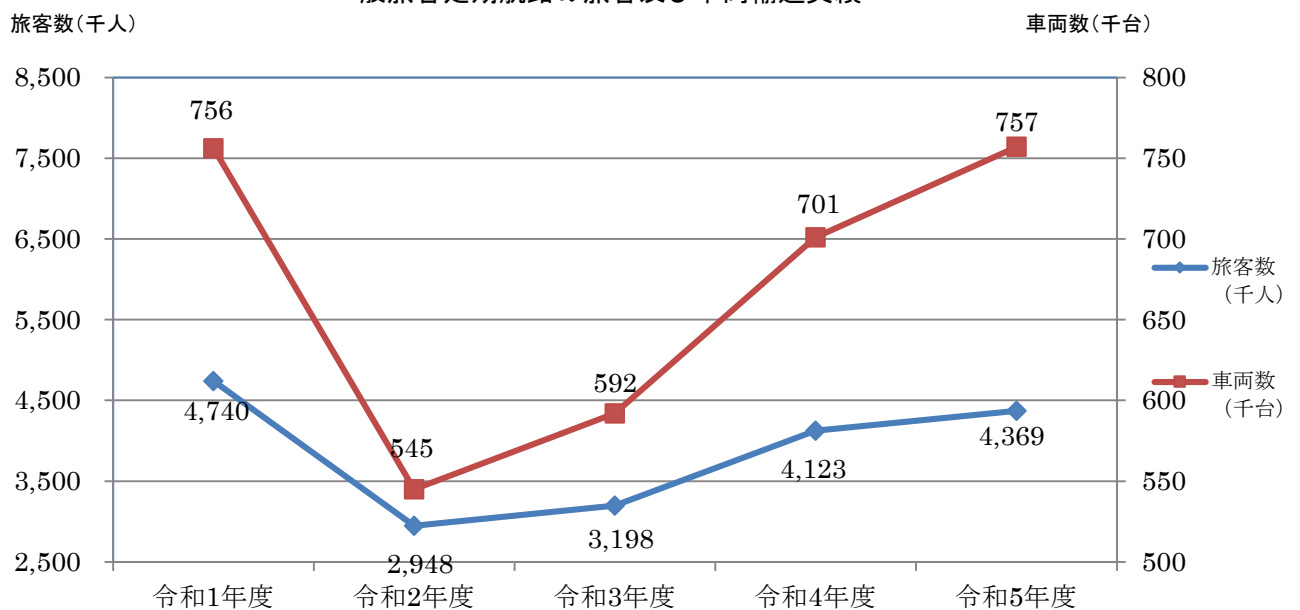
令和6年3月末現在、長崎運輸支局管内における一般旅客定期航路事業者数は27事業者41航路となっている。航路の主な形態としては、「離島航路」「半島航路」「観光航路」に大別されるが、長崎県は多くの離島を有し、とりわけ有人離島数は72島と全国1位であることから、「離島航路」を運航する事業者数は全体の約75%を占める状況にある。

特に、多くの離島航路は過疎化による人口減少や高齢化の進行等に伴う利用客の減少から、厳しい経営を強いられているため国庫補助航路に認定される等、長崎県や関係自治体と協調しながら、航路の確保維持に努めている。

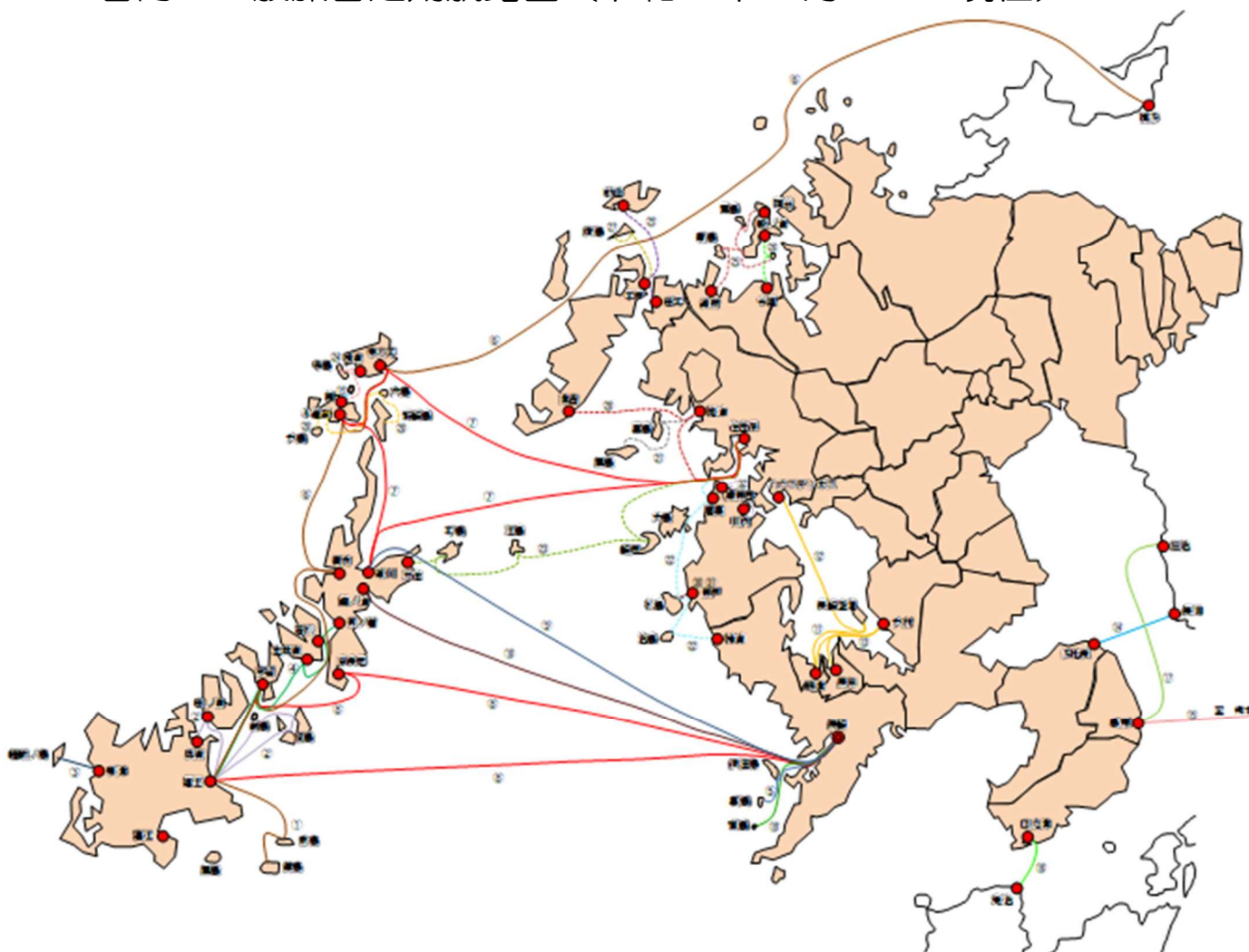
管内一般旅客定期航路事業者数及び航路数の推移



一般旅客定期航路の旅客及び車両輸送実績



管内の一般旅客定期航路図（令和6年3月31日現在）



※港内周遊等の観光航路及び休止中航路を除く。



令和5年3月就航 野母商船「俊寛」124トン



令和5年4月就航 竹山運輸「フェリー度島」199トン

管内 一般旅客定期航路 一覧表

令和6年3月31日現在

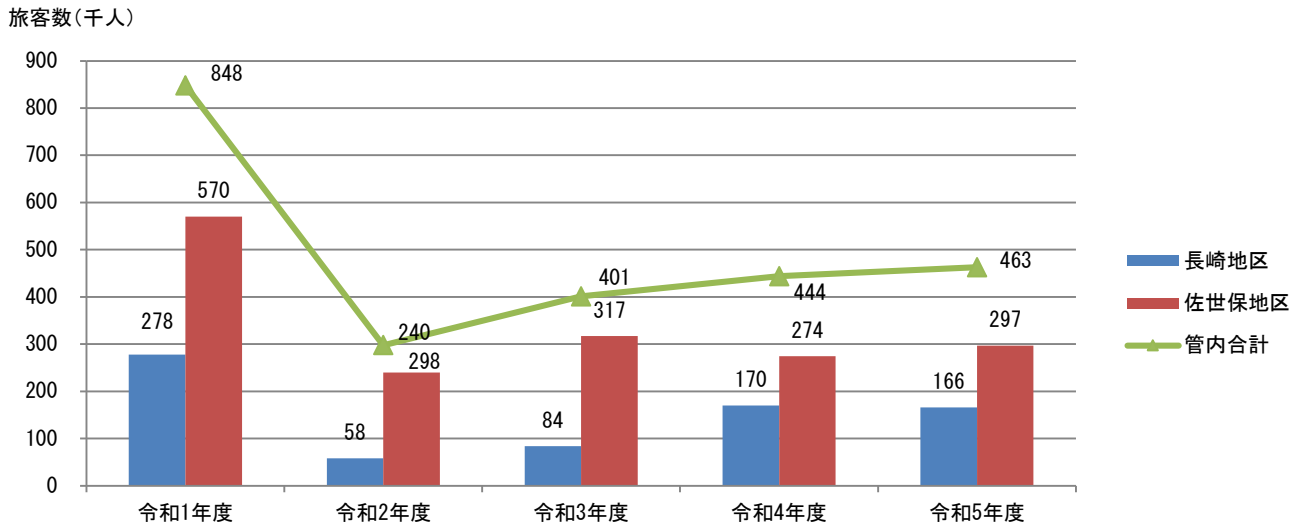
管轄	事業者名	航路名	航路種別等	主要船舶(※)
長崎	㈱黄島海運	① 黄島～福江	国庫補助	「おうしまⅡ(純)19ト」
	㈱木口汽船	② 久賀～福江～杵島	〃	「フェリーひさか(車)155ト」 「ソレイユ(高)19ト」 外1隻
	嵯峨島旅客船(有)	③ 嵯峨島～貝津	〃	「さかのしま丸(純)19ト」
	五島旅客船(株)	④ 郷ノ首～福江	〃	「OCEAN(車)431ト」 「ニューたいよう(高)102ト」
	野母商船(株)	⑤ 長崎～伊王島～高島	〃	「鷹巢(高)124ト」 外1隻
		⑥ 福江～青方～博多	〃	「太古(車)1598ト」
	九州商船(株)	⑦ 佐世保～上五島	〃	「シーQueen(高)115ト」 「フェリーなみじ(車)1150ト」 外2隻
		⑧ 長崎～五島	離島	「ベがさず(JF)163ト」 「万葉(車)1553ト」 外2隻
		⑨ 有川～長崎	〃	「シープリンセス(高)123ト」 外1隻
	㈱五島産業汽船	⑩ 鯛之浦～長崎	〃	「びっぐあーず(高)293ト」 外1隻
	安田産業汽船(株)	⑪ 時津～長崎空港		「エアポートライナー8(高)12ト」 外12隻
		⑫ 長崎空港～ハウステンボス		「オーシャンライナー3(高)19ト」 外12隻
		⑬ 大村レース場～時津		「オーシャンライナー10(高)19ト」 外10隻
	有明海自動車航送船組合	⑭ 多比良～長洲		「有明みらい(車)698ト」 外2隻
	九商フェリー(株)	⑮ 島原～熊本		「フェリーくまもと(車)1165ト」 外1隻
	島原鉄道(株)	⑯ 口之津～鬼池		「フェリーあまくさⅡ(車)620ト」 外1隻
	やまさ海運(株)	⑰ 島原～大牟田		「しまばら丸(高)19ト」 外1隻
		⑱ 長崎～軍艦島		「マルベージャ(純)97ト」 外1隻
佐世保	小値賀町	⑲ 柳～納島	国庫補助	「さいかい(純)14ト」
		⑳ 笛吹～大島・野崎	〃	「はまゆう(高)19ト」
	黒島旅客船(有)	㉑ 黒島～高島～相浦	〃	「フェリーくろしま(車)182ト」
	西海沿岸商船(株)	㉒ 佐世保～神浦	〃	「フェリーかしま(車)193ト」 「れびーど(高)94ト」 外2隻
	崎戸商船(株)	㉓ 友住～佐世保	〃	「みしま(車)194ト」
	佐世保市	㉔ 神浦～寺島～柳	〃	「みつしま(純)19ト」
	鷹島汽船(有)	㉕ 阿翁～御厨	〃	「フェリーたかしま2(車)162ト」
		㉖ 殿ノ浦～今福	〃	「たかしま(純)60ト」
	竹山運輸(有)	㉗ 度島～平戸	〃	「フェリー度島(車)199ト」 外1隻
	津吉商船(株)	㉘ 津吉～相浦～佐世保	〃	「つよし(高)19ト」
	平戸市	㉙ 大島～平戸	〃	「フェリー大島(車)272ト」
	㈱江崎海陸運送	㉚ 瀬戸～松島	離島	「シャトル5号(車)346ト」
	西海市	㉛ 釜浦～瀬戸	〃	「New 松島(純)99ト」
	瀬川汽船(株)	㉜ 川内～佐世保	〃	「せがわ(高)19ト」 外1隻

※ 主要船舶の()は船種で、「純：純客船」「高：航海速力22ノット以上の高速船」「JF：ジェットフォイル」「車：自動車航走船」である。

2. 旅客不定期航路事業の概況

令和6年3月末現在で、長崎運輸支局管内における旅客不定期航路事業者数は30事業者49航路となっており、軍艦島、イルカウォッチング、ハウステンボス、九十九島などの遊覧船事業や離島間の海上タクシー事業が中心となっている。なお、令和6年4月から小型船舶(総トン数20トン未満)のみを使用する旅客不定期航路事業者の事業許可更新制度がスタートした。

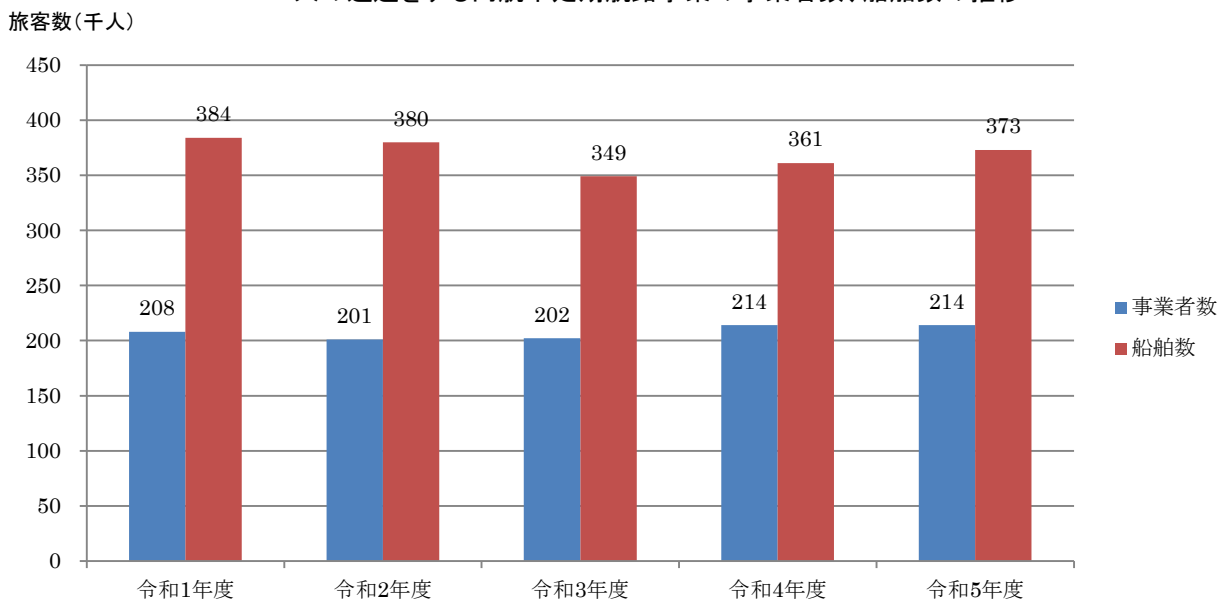
旅客不定期航路事業の旅客輸送実績の推移



3. 人の運送をする内航不定期航路事業の概況

令和6年3月末現在で、長崎運輸支局管内における人の運送をする内航不定期航路事業者数は 214事業者となっており、旅客定員12名以下の船による離島各港間の海上タクシーや遊覧事業が中心となっている。なお、令和7年4月から事業規制が届出制から登録制に変更されることとなっている。

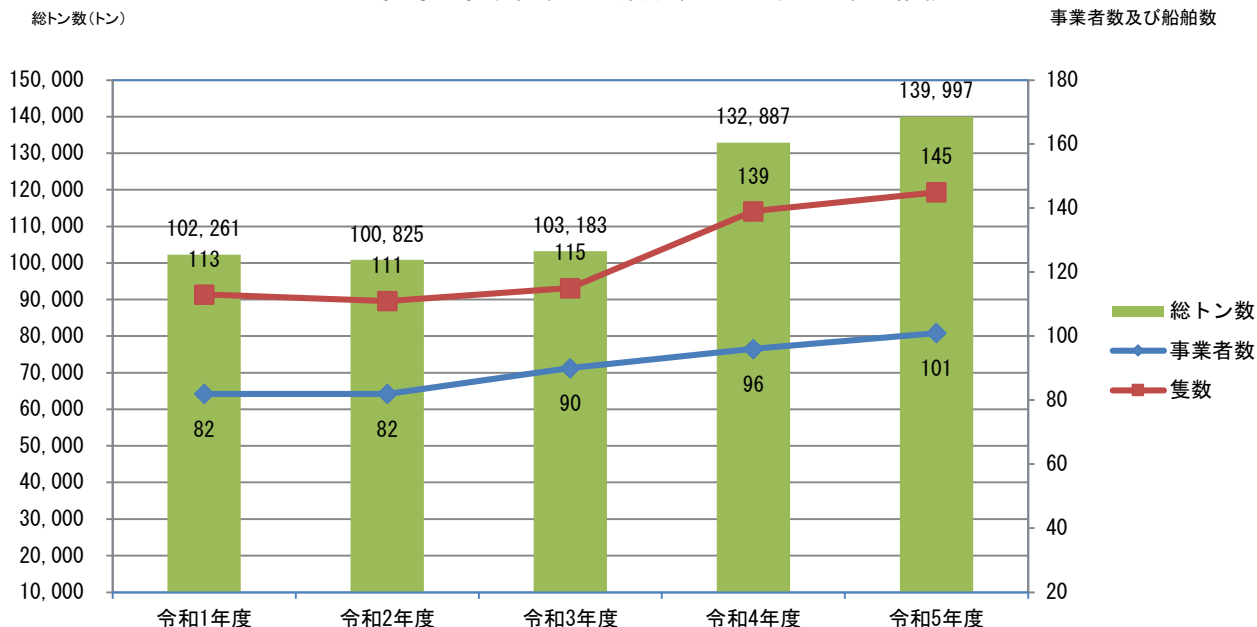
人の運送をする内航不定期航路事業の事業者数、船舶数の推移



4. 内航海運事業の概況

令和6年3月末現在で、総トン数100トン以上の船舶等を使用して事業を行う登録事業者が48社、100トン未満の船舶等で行う届出事業者が53社となっている。なお、令和4年度の船舶管理会社の登録制度創設や内航海運暫定措置事業の終了等の影響により、ここ数年、事業者数や隻数が増加傾向にある。

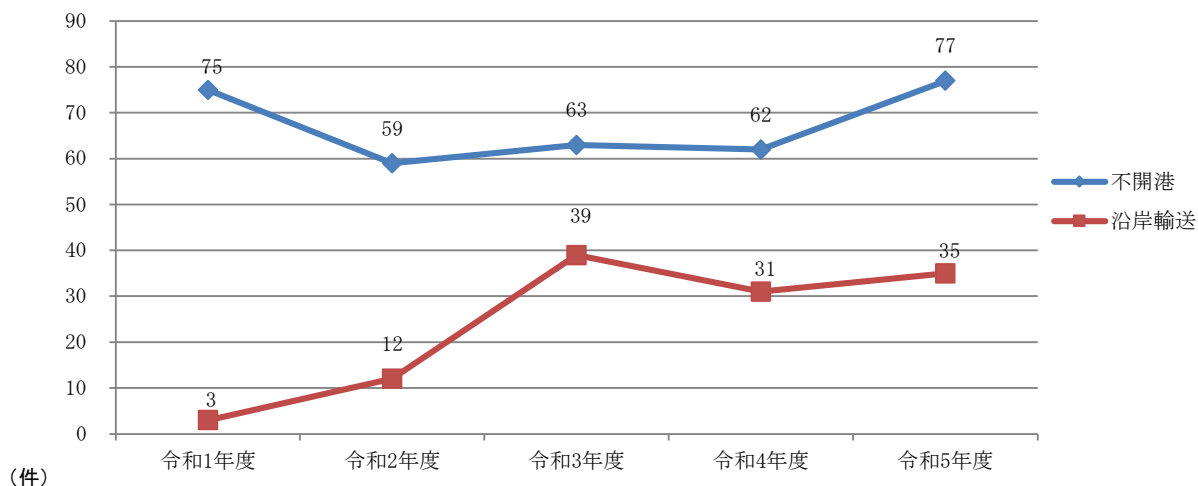
内航海運事業者数及び船舶数並びに総トン数の推移



5. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許業務の概況

長崎運輸支局管内の関税法による開港は、長崎三重式見港・佐世保港・松島港・松浦港の4港となっており、「不開港場寄港特許」は、五島地区の韓国向け養殖魚や、韓国・中国から西海市の大島造船所へ鉄鋼を揚荷するための寄港が中心で、「沿岸輸送特許」は船内作業や船舶メンテナンスのための作業員の乗船、外航コンテナ貨物船の自社所有の空コンテナ輸送等が中心となっている。

不開港場寄港及び沿岸輸送特許件数



6. 港湾運送事業の概況

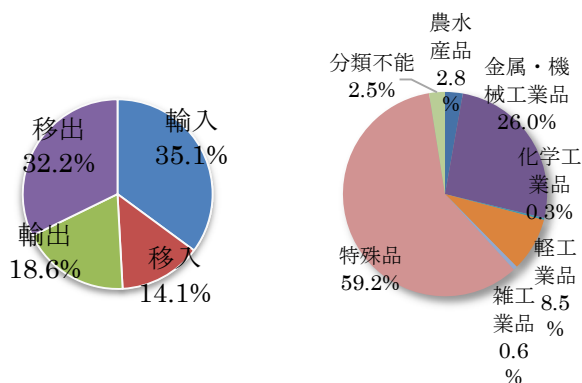
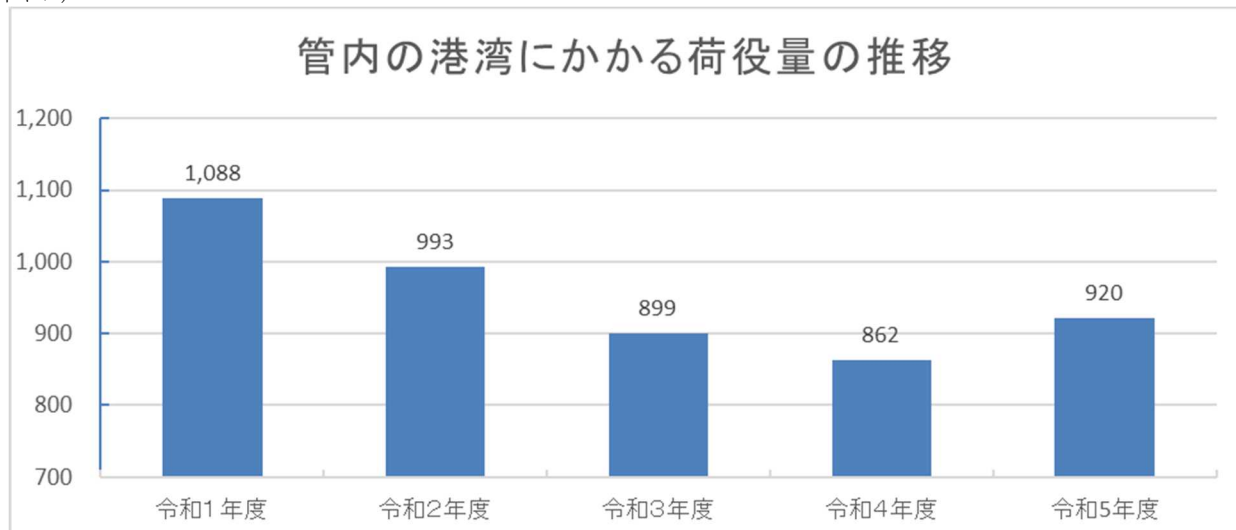
令和6年3月末現在で、事業者数は18事業者(25業種)となっている。
 長崎県の指定港は、長崎港・佐世保港・相浦港・臼浦港の4港であるが、近年は、長崎・佐世保の基幹産業である造船業の規模縮小により荷役実績も減少傾向にある。

管内の各港の港湾運送事業者数

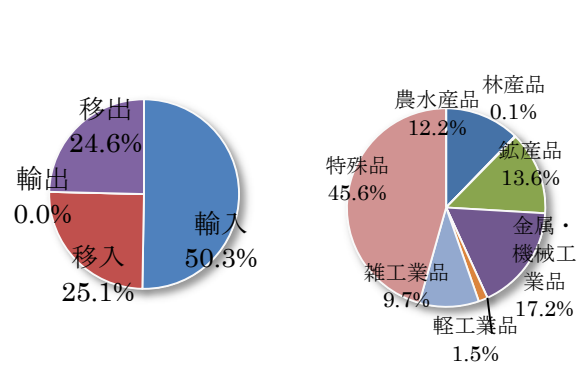
港\業種	事業者数	業 種						合計※
		一般	港湾荷役			はしけ	いかだ	
			一貫	船内	沿岸			
長崎港	10	3	3	1	4	2	0	13
佐世保港	6	2	0	1	5	1	0	9
相浦港	1	0	0	0	1	0	0	1
臼浦港	1	0	0	1	1	0	0	2
合 計	18	5	3	3	11	3	0	25

※兼業している事業者がいるため事業者数合計と合わない

(千トン)



長崎港荷役内訳及び取扱品目



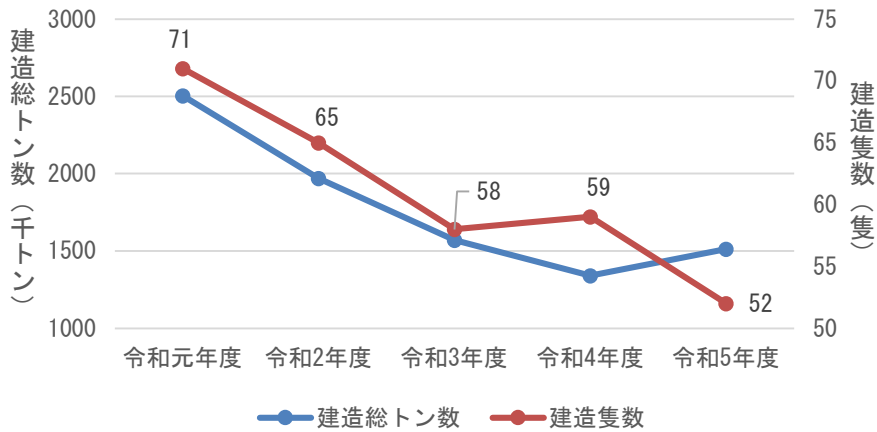
佐世保港荷役内訳及び取扱品目

※佐世保港は佐世保港・相浦港・臼浦港の合計
 ※特殊品とは海上コンテナ等その他物品を含む

1. 造船事業の概要

長崎県は全国でも有数の造船の県である。令和5年度の県内造船所での建造隻数は52隻、総トン数は1,510,940トンに上る。大手・中手では主にばら積み貨物船やケミカルタンカー等を建造し、中小造船所では主に漁船、旅客船等が建造されている。

船舶建造実績推移

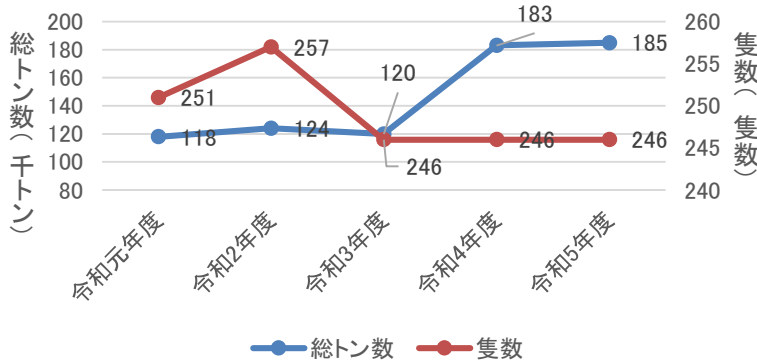


2. 船舶登録の概況

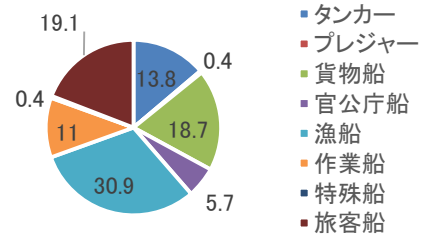
令和6年12月末現在、長崎運輸支局および佐世保海事事務所管内(佐賀県の一部を含む)の市町村に船舶港を定める在籍船舶数(総トン数20トン以上)は246隻、その合計総トン数は約185,949トンとなっている。

船舶の用途としては旅客船および漁船が全体の半数程度を占めており、離島が多く、水産業が盛んな長崎県の特徴を反映しているといえる。

在籍船舶の推移



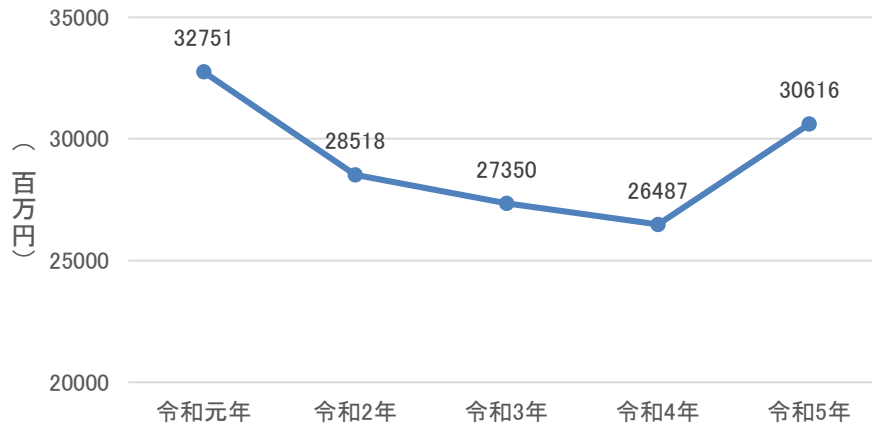
用途別割合



3. 船用工業の概況

船用工業とは、船舶に搭載するエンジン(ディーゼル機関等)、プロペラ、航海用機器、荷役機械等を製造・供給する産業のことである。長崎県全体での令和5年の県内船用工業製品の生産高は約306億円となっており、昨年より増加傾向にある。なお、タービンおよびボイラ(部分品・附属品を含む)並びに内燃機関(部分品・附属品を除く)については、製造されていないが修繕は行われている。

船用工業製品生産高の推移



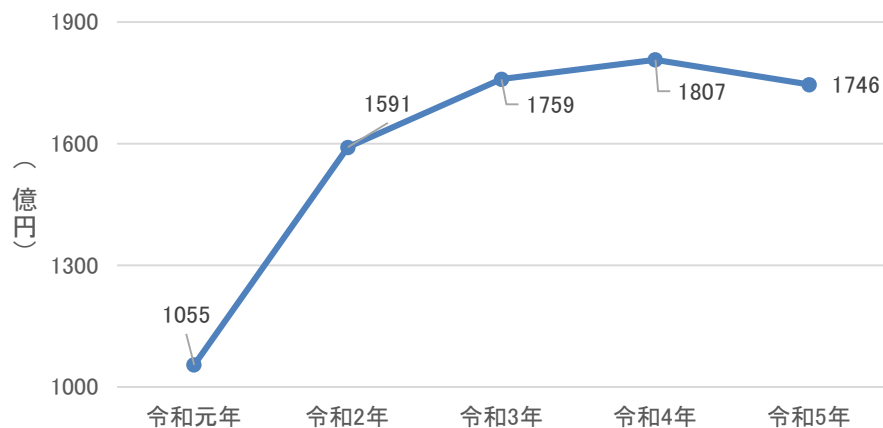
4. モーターボート事業の概況

管内のモーターボート競走場である大村競走場(ボートレース大村)は、昭和27年に全国で初めてモーターボート競走を開催した「ボートレース発祥の地」であり、平成30年9月23日からはナイトレースが開催されている。

令和5年度の売り上げは約1,746億円となり、4年連続売り上げ日本一を維持している。

インターネット投票による売上の割合が多く、Youtubeを活用した実況や生配信などにより積極的にアピールを行っている。なお、上級グレードのレース開催が多く、令和7年12月には「クイーンズクライマックス(プレミアム G1)」の開催が予定されている。

ボートレース大村の売上高の推移



5. 船舶検査関係業務の概況

船舶検査には、海上における人命及び船舶の安全の確保を目的とした「船舶安全法」に基づく検査及び海洋環境の保護を目的とした「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく検査があり、それぞれ技術基準への適合性を確認するため、法令の規定に従い定期的な検査が実施されている。

管内の大手造船事業者は、特殊船、艦船など各種大型船舶の建造・修繕、中小造船事業者は、漁船に加え、中小型の旅客船、カーフェリー、貨物船、押船、ケミカルタンカーなどの船舶の建造・修繕へと多様化している。



ジェットフォイルの検査の様子



可変ピッチプロペラの検査の様子

船舶検査に関する最近の動き

小型旅客船等における安全対策の強化

小型旅客船等に備える無線設備、非常用位置等発信装置や救命設備の設置義務について規則改正が行われました。

船の種類・使用形態によって適用時期が異なります。

シップリサイクル法の施行について

2025年6月にシップリサイクル条約が発効します。

これに合わせ、有害物質一覧表（インベントリ）の備え付けが義務化されます。

外航船 500トン以上 新船 2025年6月26日以降の建造時

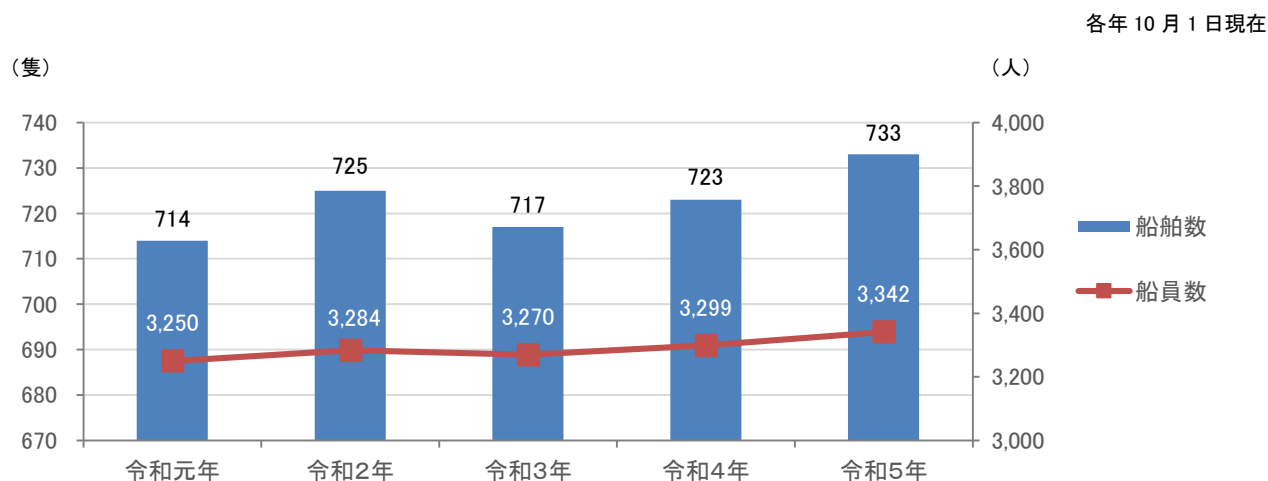
現存船 2030年6月25日又は解体時いずれか早い時期

内航船 500トン以上 2025年6月26日以降解体時まで

1. 船員関係業務の概況

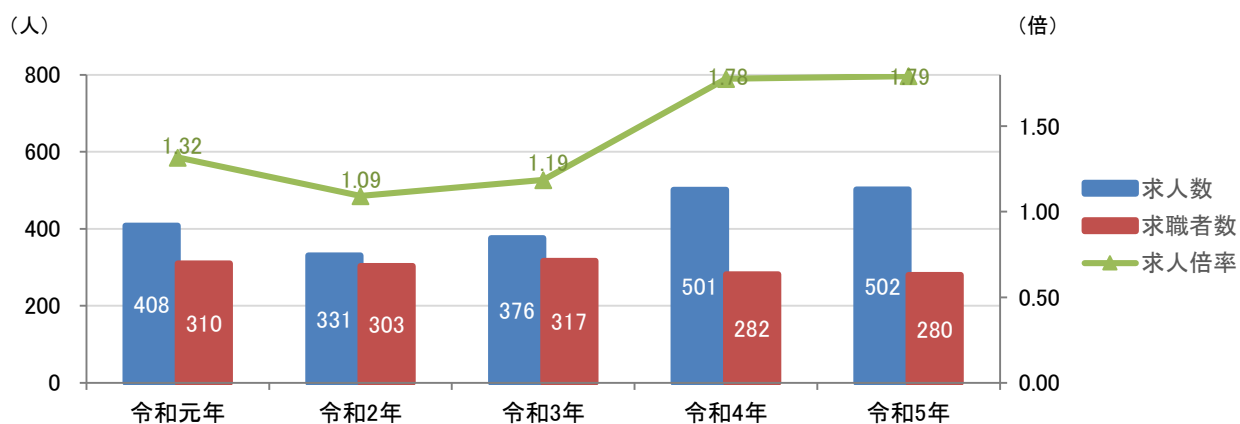
在籍船舶数及び船員数は、どちらも九州運輸局管内総数の約4分の1を占めている。

管内における在籍船舶数及び船員数の推移

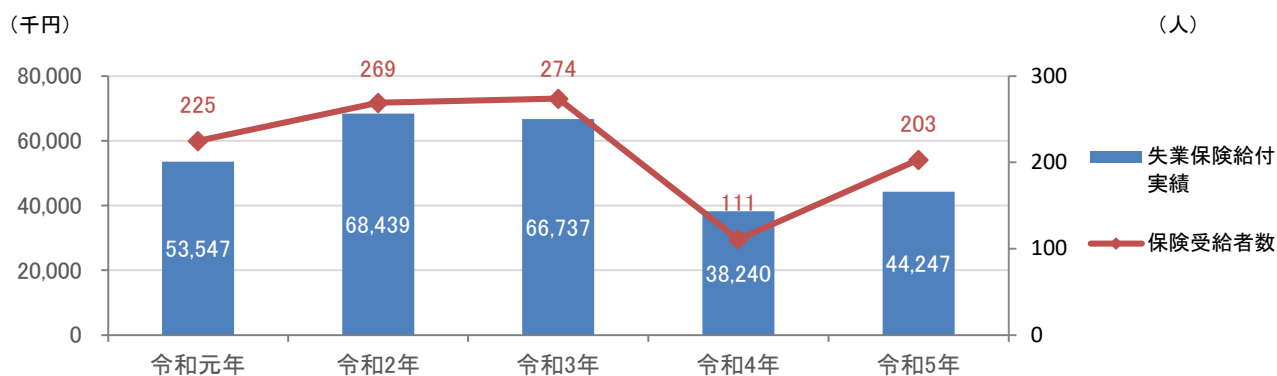


2. 船員職業安定関係業務の概要

管内における求職・求人者数及び求人倍率の推移



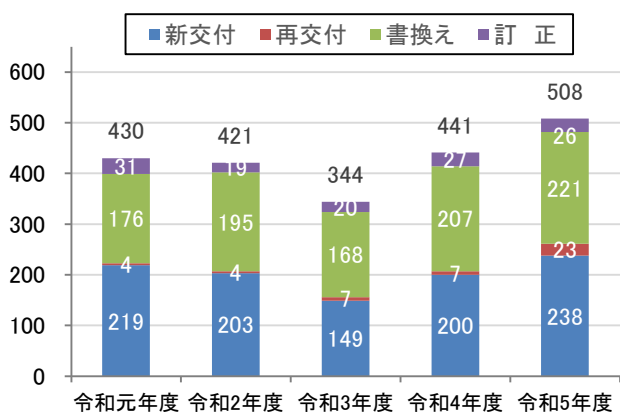
失業保険給付額の推移



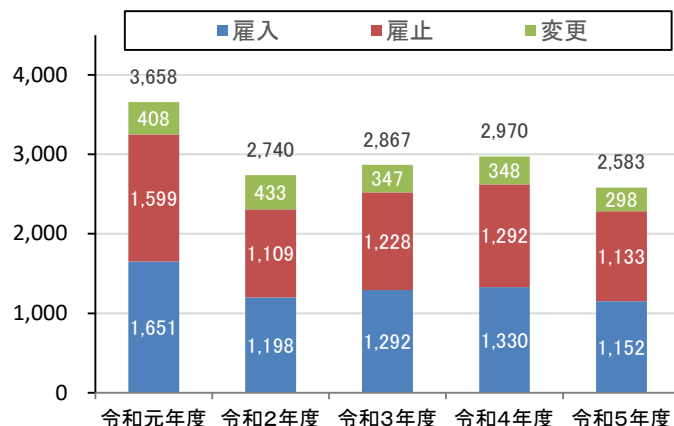
3. 船員法・職員法関係業務の概況

*単位はすべて件

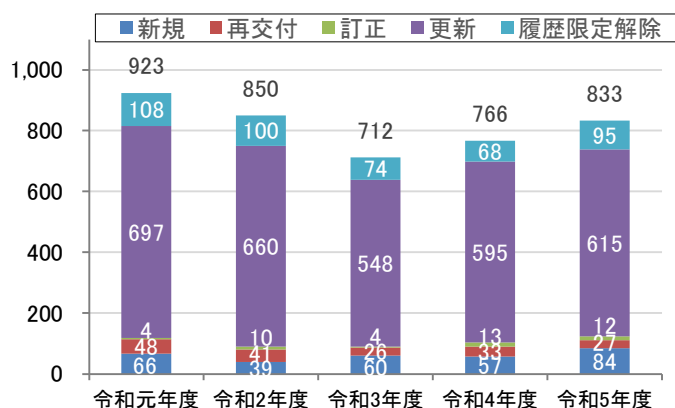
船員手帳にかかる事務取扱件数の推移



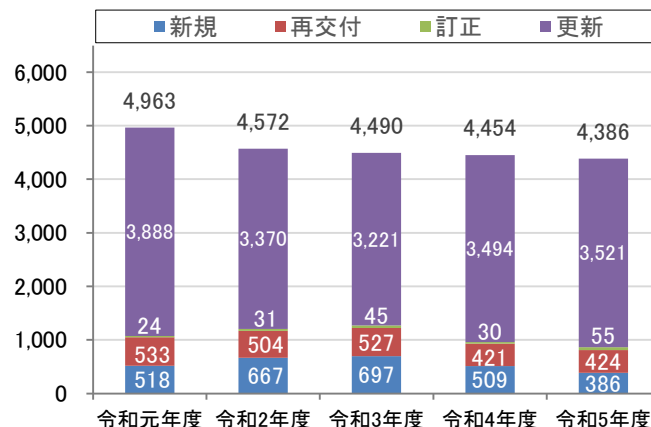
雇入れ関係にかかる事務取扱件数の推移



海技免状にかかる事務取扱件数の推移



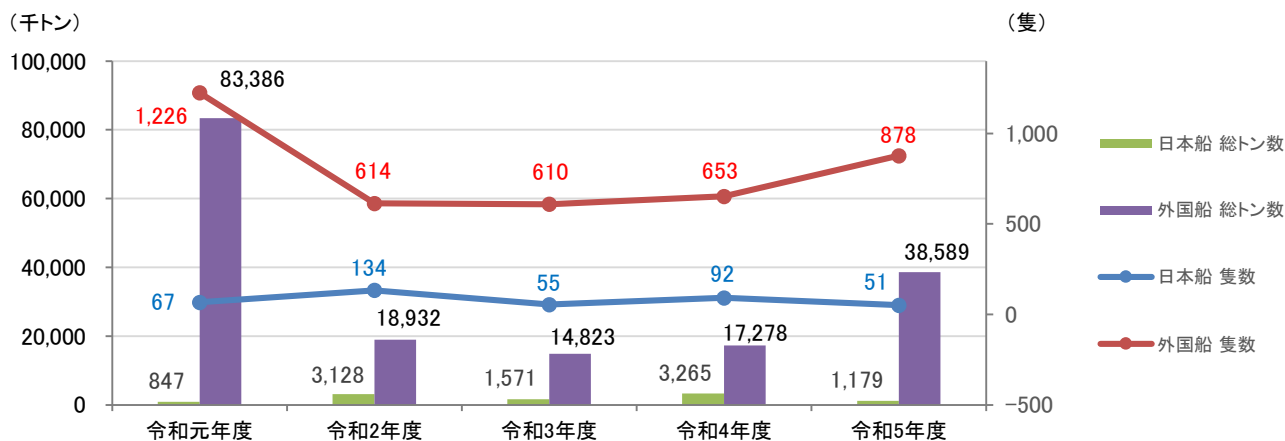
小型船舶操縦免許にかかる事務取扱件数の推移



4. 水先関係業務の概況

令和6年3月31日現在、長崎2人、佐世保4人の水先人が免許を所持して業務を行っている。
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度以降、外国籍船の入港が大きく減少している。

管内の水先実績の推移



1. 運航労務監理官関係業務の概況

運航労務監理官の業務は、海上運送法及び内航海運業法に基づく船舶の運航管理に関する監査及び指導並びに運輸安全マネジメント評価等により、船舶による輸送の安全の確保に関する監督を行っている。また、船員法等の関係法令に基づき、船員の労働条件の確保、船員災害の防止、船舶の安全運航の確保のため、船舶・事業場等に立ち入り監査・指導を行っている。

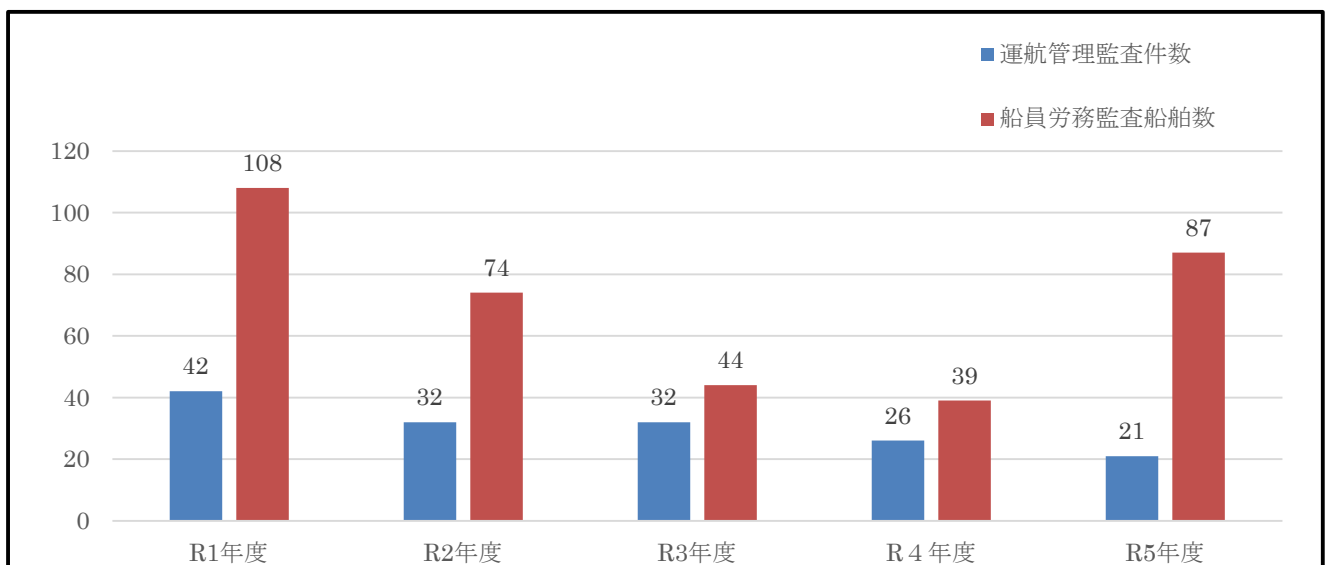
2. 船舶の安全運航・船員労働の監督業務の概況

【監査業務】

監査業務では、事業者が許認可を受けたものと同様の運航を行っているかを確認する「運航管理監査」と、船内で働く船員の労働条件が遵守されているか、船内の安全衛生の確保が図られているか等を確認する「船員労務監査」を実施している。

令和2年度から4年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響を受け訪船による監査を一定期間自粛せざるを得なかったため件数が減少している。

運航管理監査件数及び船員労務監査船舶数の推移



【指導業務】

指導業務では、夏季及び年末年始の多客期を前に旅客船等の安全運航に万全を期し、事故の未然防止を図るために「安全総点検」を実施している。

毎年9月の船員労働安全衛生月間では、船員災害防止協会安全技術指導員と訪船を行い、ポスターや標語ビラ等の配布による広報活動や安全指導を行っている。



3. 船舶の安全運航のための安全啓発業務の概況

【研修会】

安全運航の確保、運輸安全マネジメント制度のさらなる定着を図るため、主に安全統括管理者及び運航管理者を対象とした安全統括管理者・運航管理者研修会を毎年実施しており、また同研修会において、海上保安部他、関係機関の協力を得て事故事例等を解説することにより、安全意識の向上を図っている。

また、事業者や旅客船協会等の団体からの依頼により、関係法令の改正内容や近年の事故事例などを踏まえた講習会も実施している。

令和5年度は、九州運輸局主催によるWEB方式とし、WEB環境がない事業者については、各運輸支局・海事事務所にてサテライト会場を設けて、開催された。

安全統括管理者・運航管理者研修会の実施状況(令和5年度)

開催地等	WEB開催(九州地区)
実施年月日	令和6年1月23日(火)
研修項目	① 海難の現況・海上交通の安全対策 ② 九州地方における海上警報・予報と防災気象情報 ③ 旅客船の総合的な安全・安心対策「海上運送法等の改正」

【漁船海難防止講習会】

平成23年4月に設立された「長崎県まき網・以西底曳網漁船海難防止連絡会」に長崎運輸支局、佐世保海事事務所が構成員として参画するとともに、県内各地で開催される海難防止講習会に講師として参加し、最近の船舶事故事例や法律改正の概要等について講習等を行っている。



令和5年度 まき網・以西底曳網漁船海難防止講習会 開催状況

開催年月日	R5. 6. 2	R5. 7. 5	R5. 8. 29	R5. 9. 3	R5. 9. 15
開催地	長崎市	平戸市	佐世保市	新上五島町	五島市
受講者数	79名	130名	92名	101名	46名

1. 外国船舶監督関係業務の概況

外国船舶監督官は、船舶及び人命の安全、海洋汚染の防止等を目的に、条約に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、日本に入港する外国船舶に対し立入検査（PSC：ポート・ステート・コントロール）を行い、船舶の構造・設備、乗組員の資格及び当直体制等が国際条約等※1により定められた基準に適合しているかを検査している。

長崎運輸支局の外国船舶監督官と佐世保海事事務所の船舶検査官及び運航労務監理官は、長崎運輸支局及び佐世保海事事務所の管内において連携のうえ PSC を実施し、発見された欠陥について適切な是正措置を行うよう船長を指導している。

管内に入港する外国船舶は、一般貨物船、ばら積み専用船、コンテナ船、旅客船等多岐にわたるが、従来国内において使用されていた日本籍船舶を海外へ輸出する海外売船の事例も多く、それらに対しても PSC を実施している。

なお、PSC は近隣諸国と協力して実施することにより一層の効果が期待できることから、地域単位での協力体制が構築されており、日本はアジア太平洋地域の各国で採択された「東京 MOU」の一員として活動している。

※1 国際条約等とは、海上人命安全条約（SOLAS 条約）、海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）等をいう。



外観（灯火類）の検査



FIRE DRILL の検査



船内表示の検査

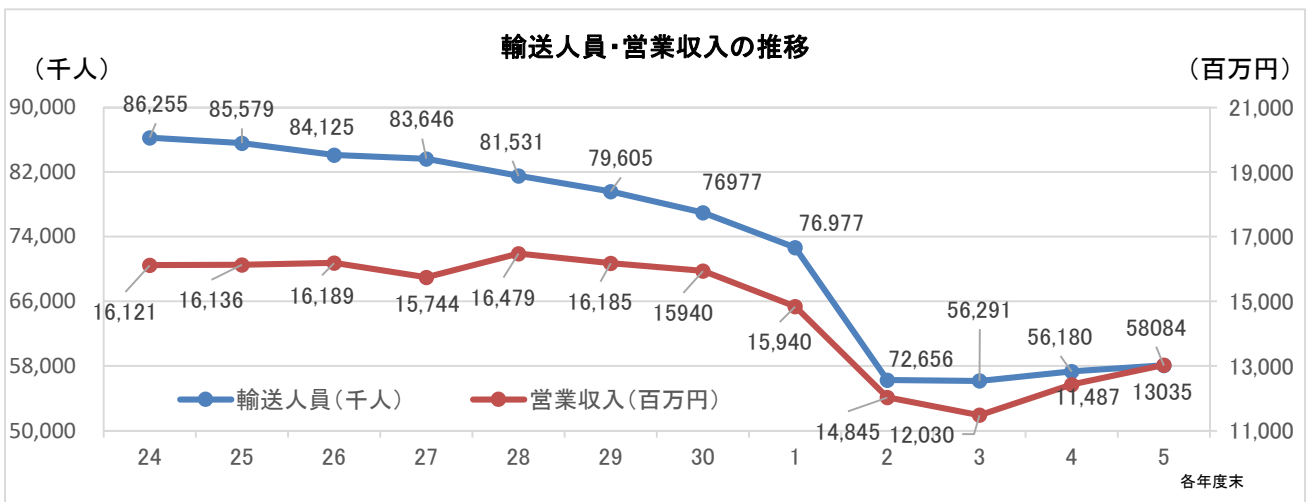
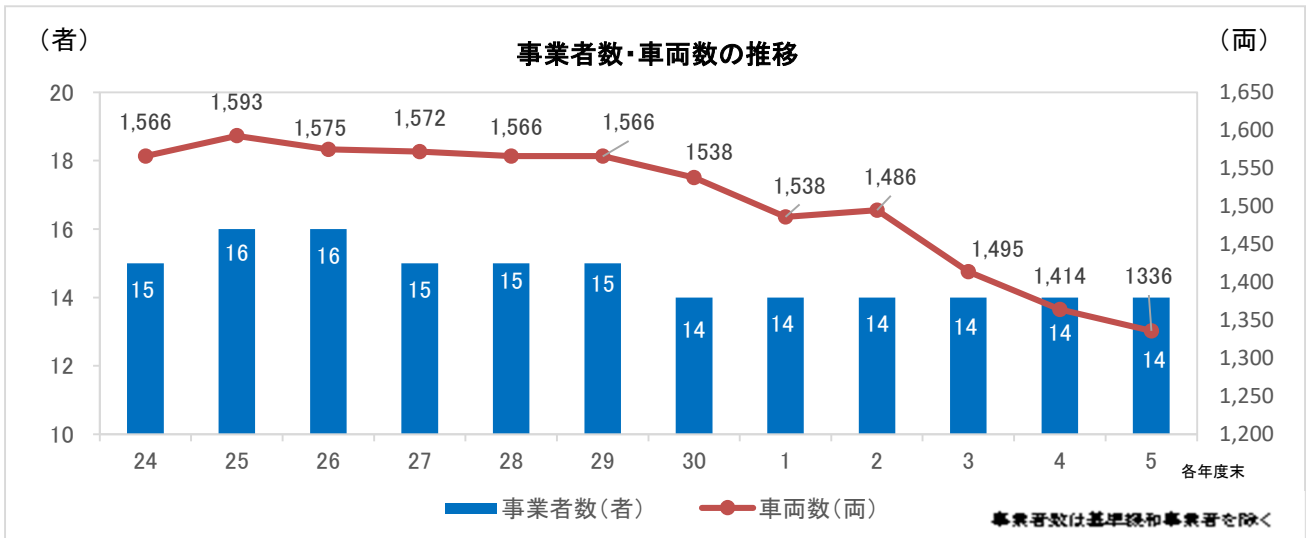


救命艇の進水検査

1. 乗合バス事業の概況

令和6年3月末現在の県内の乗合バス事業者は14社、車両数は1,344両、令和5年度の輸送人員は5,808万人、営業収入は130億3,579万円となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度から令和3年度にかけて、輸送人員・営業収入ともに大幅に減少していたが、令和4年度から令和5年度は回復傾向にある。令和4年度と比較して輸送人員は190万人、営業収入は15億4,800万円増加している。一方で、生活様式の変化などもあり、コロナ禍以前の水準まで戻っておらず、依然として厳しい状況におかれている。



各市町が主宰する地域公共交通会議では、デマンドタクシー導入など地域のニーズに合った生活交通の維持・確保に向けて、創意工夫を行いながら交通弱者の足の確保に努めている。

県内地域公共交通会議設置数とコミバス運行状況 令和6年3月末現在

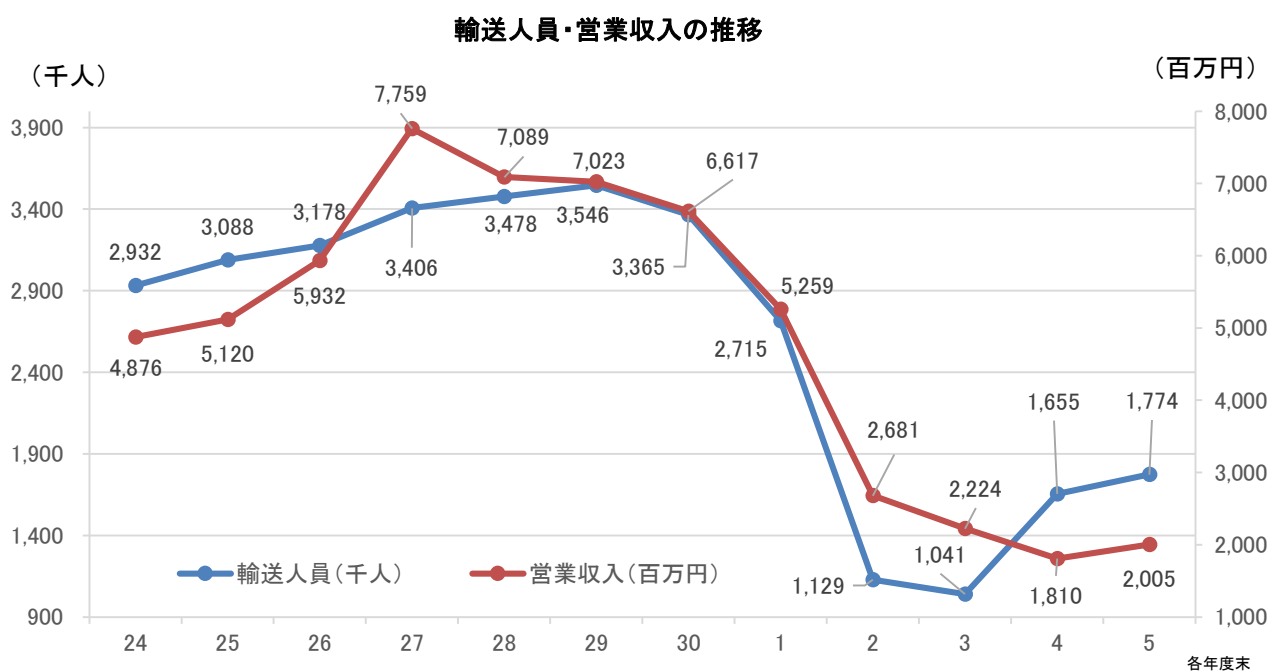
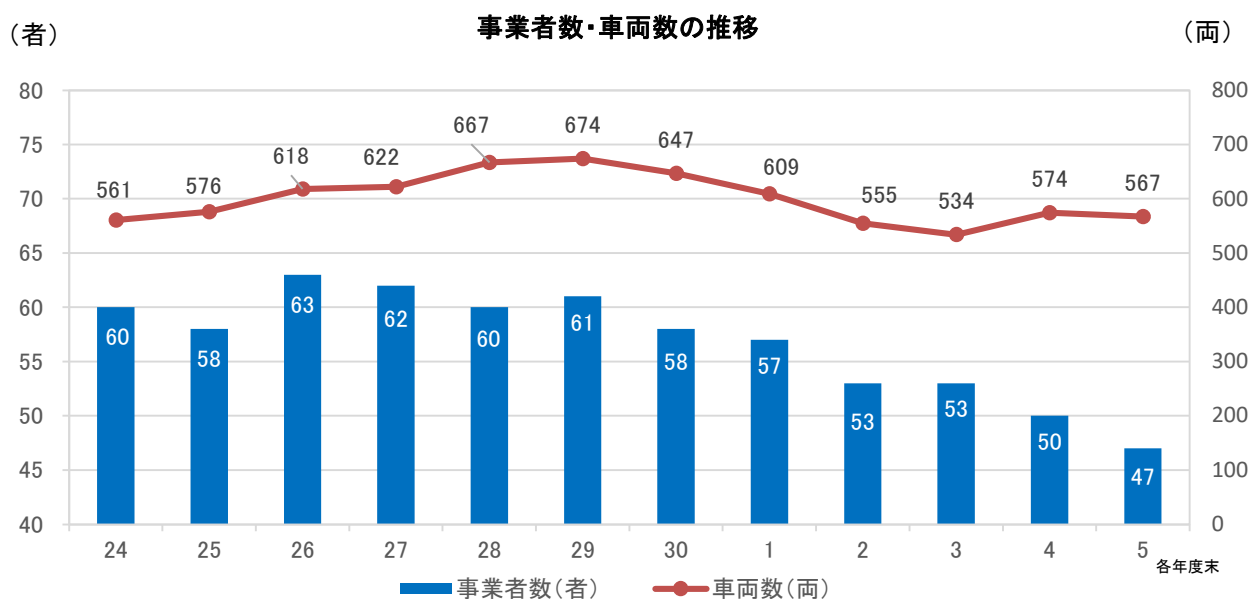
県内市町	公共交通会議設置	コミュニティバス運行
全21市町	18市町	17市町

2. 貸切バス事業の概況

令和6年3月末現在の県内に本社を置く貸切事業者は、47社(民営46社、公営1社)。

令和2年度から令和3年度にかけて、輸送人員・営業収入ともに大幅に減少していたが、令和4年度から令和5年度は回復傾向にある。令和4年度と比較して輸送人員は11万9,000人、営業収入は1億9,500万円増加している。

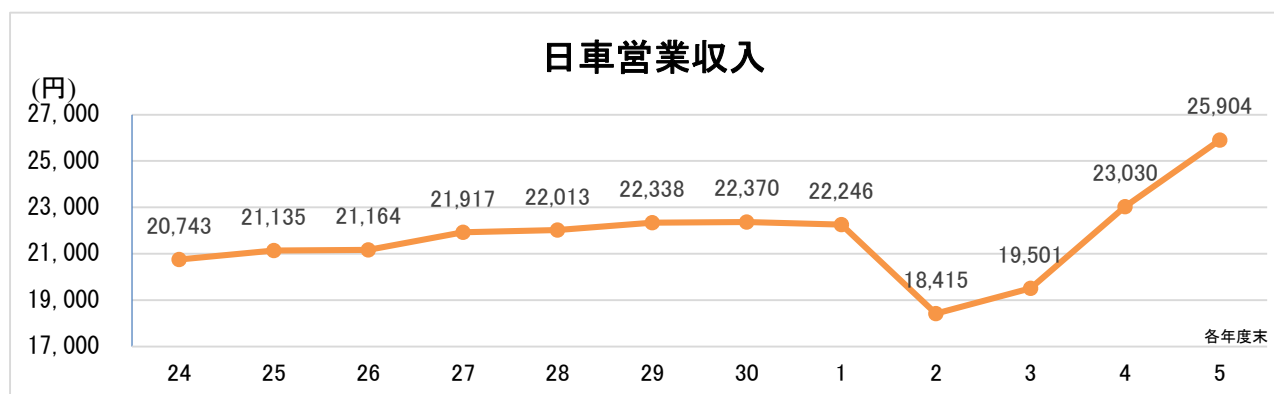
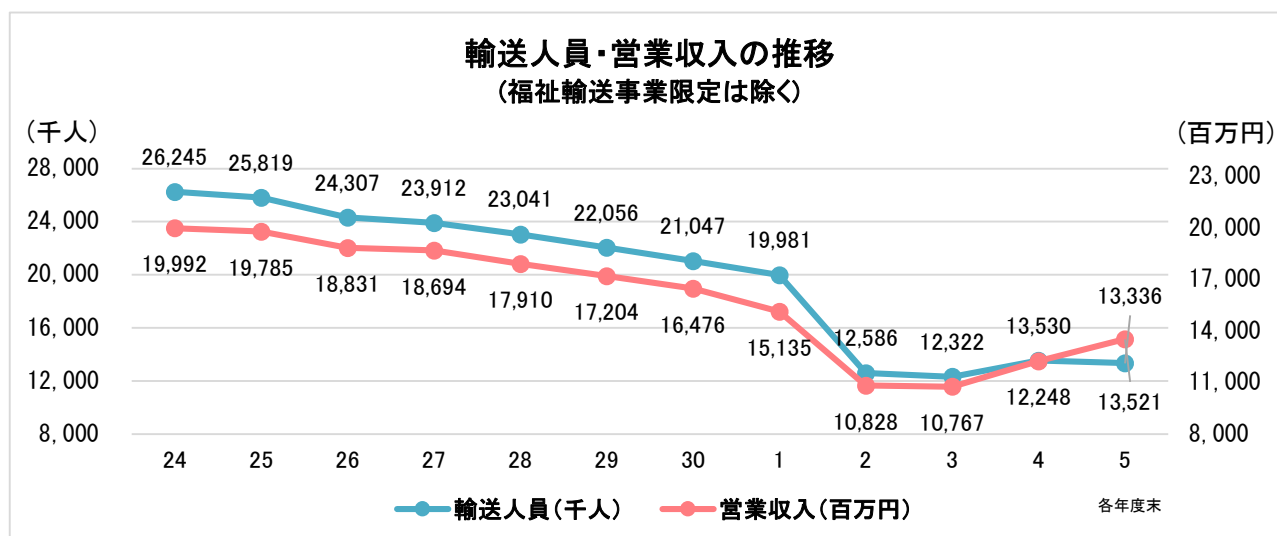
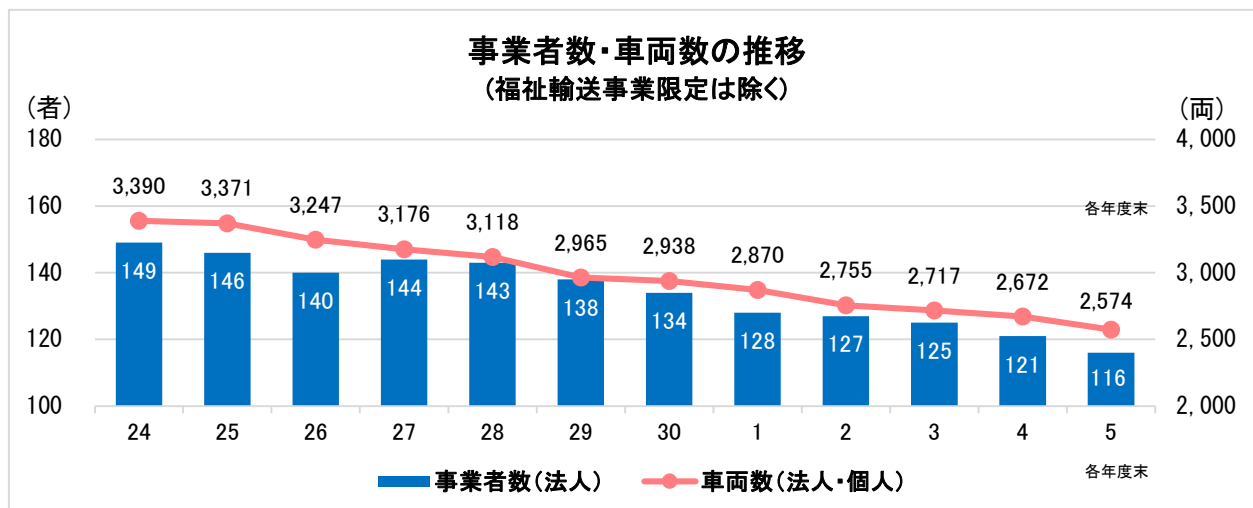
コロナ渦を経て令和5年度から国際クルーズ船の入港が再開されたことが影響していると思われる。



3. タクシー事業の概況

令和6年3月末時点で県内のタクシー事業者は、法人116者、2,228両、個人タクシー346両となっている。また、身体障害者等の「移動制約者」の輸送に特化した福祉輸送限定のタクシー事業者は、令和6年3月末時点で172者、273両となっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和2年度より輸送人員・営業収入ともに大幅に減少したが、令和5年度は回復傾向にあり、仕事や観光での人々の移動が徐々に戻ってきたことが要因であると考えられる。



市郡別タクシー事業者数及び車両数

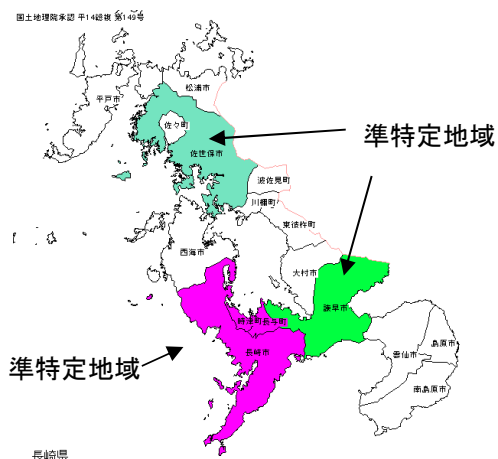
(令和6年3月末現在)

市郡別	人口 (千人)	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定を除く。)					福祉輸送限定			
		事業者数 (※1)		車両数 (※1)			一車当たり 人口	事業者数 (※1※2)	車両数 (※1※2)	
		法人	個人	法人	個人	計				
市部	長崎	389	27	247	861	247	1,108	351	56	95
	佐世保	230	15	67	435	67	502	458	31	48
	島原	40	6		66		66	606	8	10
	諫早	131	5	1	148	1	149	879	24	30
	大村	97	5		117		117	829	11	19
	平戸	27	4		21		21	1285	3	4
	松浦	19	5		24		24	791	3	2
	対馬	26	11		42		42	619	4	5
	壱岐	22	5		43		43	511	2	2
	五島	31	7		76		76	407	6	8
	西海	24	4		28		28	857	0	0
	雲仙	39	9		47		47	829	6	6
	南島原	38	7		53		53	716	6	8
	市部合計	1,113	110	315	1,961	315	2,276	489	160	237
郡部	西彼杵	67	4	31	156	31	187	358	9	17
	東彼杵	33	4		40		40	825	6	11
	北松浦	15	3		25		25	600	2	2
	南松浦	15	4		46		46	326	2	6
	郡部合計	130	15	31	267	31	298	436	19	36
長崎交通圏		456	31	279	1,017	279	1,296	351		
島原交通圏		117	22		166		166	704		
県合計		1,243	125	346	2,228	346	2,574	482	179	273

・人口は長崎県発表の令和6年4月1日現在推計人口。千人未満は切り捨てて記載。

※1 事業者数、車両数は、1事業者において複数営業所がある場合、各市郡に計上。

※2 福祉輸送限定の事業者数、車両数は福祉タクシーも行う一般タクシー事業者も含む。



改正タクシー特措法への対応

- ・平成26年1月、改正タクシー業務適正化特措法施行。
長崎交通圏、佐世保市、諫早市の3地域を「準特定地域」として指定。
- ・平成27年8月、長崎交通圏が「特定地域」に指定。
- ・平成29年3月、長崎交通圏「認可特定地域計画」に基づき車両数削減、活性化措置を取組中。
- ・平成30年7月、長崎交通圏の「特定地域」の指定期限延長。
- ・令和元年9月、佐世保市、諫早市の「準特定地域」の指定期限延長。
- ・令和3年8月1日、長崎交通圏が「準特定地域」に移行。

第1回長崎県バス・タクシートラック・合同企業説明会を開催しました

プロのドライバーはまちを元気にする力があります!

令和6年度
長崎県

バス タクシー トラック
合同企業説明会

参加無料 申込不要 未経験者OK 履歴書不要

今回開催する説明会では、運輸業界の各社採用担当者から、仕事内容や労働条件などの話を、直接聞くことができます。長崎県外からの参加も大歓迎! 女性も活躍中! 皆様のご参加を心よりお待ちしております。

2年以上の実績とアンケートに回答した方には
QUOカードをプレゼント

10/27(日) 長崎会場
11:00-15:00
長崎県庁
1階 エントランスホール
協働エリア
参加予定企業数: バス6社、タクシー13社、トラック9社、ハローワーク

11/24(日) 佐世保会場
11:00-15:00
アルカス SASEBO
3階 大会議室 A・B・C
参加予定企業数: バス5社、タクシー6社、トラック9社、ハローワーク

お問い合わせ/長崎県交通政策課 TEL.095-895-2065
主催/長崎県
共催/長崎運輸支局、長崎県バス協会、(一社)長崎県タクシー協会、(公社)長崎県トラック協会

- ◎主催:長崎県
- ◎共催:長崎運輸支局、長崎県バス協会、タクシー協会、トラック協会

長崎会場

- 日時:令和6年10月27日(日曜日)
11時00分~15時00分
- 会場:長崎県庁1階エントランスホール

佐世保会場

- 日時:令和6年11月24日(日曜日)
11時00分~15時00分
- 会場:アルカス SASEBO3階大会議室

- ◎参加無料、事前の申込不要、未経験 OK
- ◎結果は長崎会場 32名、佐世保会場 31名
計 63名の来場となりました。



県内でも日本版ライドシェアが導入されました



今年度 7 月に、国土交通省において「交通空白」解消本部が立ち上げられました。「交通空白」解消本部は、地域交通の「担い手」「移動の足」不足が認められる地域において、タクシー事業者の管理のもとで、輸送力が不足する時期・時間帯を特定し、自家用車、一般ドライバーを活用することで、各地域の「交通空白」の解消を図ることを目的としています。



その取組の一環として、長崎県内でも佐世保市において 8 者のタクシー事業者が「日本版ライドシェア(自家用車活用事業)」の許可を取得し、令和 6 年 12 月 13 日に日本版ライドシェア出発式が行われ、金・土曜 16 時台から翌日 5 時台に運行できるようになっています。長崎交通圏でも現在 22 者が許可を取得しており、令和 7 年 3 月より運行開始することとしています。

白タク行為防止の啓発活動を行いました

近年、新型コロナウイルス感染症 5 類移行からのインバウンド需要回復に伴い、空港や観光地を中心に、自家用自動車を使用した違法なタクシー・貸切バス行為(いわゆる白タク及び白バス)が各地で確認されています。

白タク・白バス行為は、違法で安全が担保されておらず、迷惑駐車等により交通の安全を阻害することから、これまでも各運輸局等において白タク・白バス行為根絶に向けて取組を行ってるところです。

令和 7 年 1 月末、長崎運輸支局でも警察と連携し、違法な白タクを利用しないよう、訪日外国人旅行者の方々へ注意喚起のチラシを 120 枚配布しました。

ドライバーの皆さま
「自家用車」での旅客運送は**違法行為**です！

- 日本では、配車アプリ等を使い、乗客許可を受けていない自家用車で、有料で旅客を運送することは、法律で禁止されています！
- 違反した場合は**3年以下の懲役**もしくは**300万円以下の罰金**又は**その両方**が科せられることがあります！
- 利権を受けたい場合、日本での滞在が認められなくなる可能性があります！

Drivers, it is **illegal** to transport passengers using an unlicensed taxi!

- Unless a vehicle has been issued the proper permissions, drivers in Japan cannot use a private vehicle to transport passengers for a fee; for example, via ride-hailing apps, etc!
- Violations are subject to **imprisonment of up to three years, a fine of up to 3 million yen, or both!**
- If you receive a penalty, there is a possibility that you will no longer be allowed to stay in Japan!

亲爱的司机们，使用非法营运车辆载客为违法行为！

- 在日本，法律禁止私家车在未经许可的情况下，通过打车软件等提供收费载客服务！
- 违法者最高可处**3年以下有期徒刑或300万日元以下罚款，或两者兼有！**
- 如果受到处罚，**将可能不被允许留在日本！**

各位司機朋友，使用白牌車輛載客為違法行為！

- 在日本，法律禁止非經核准之自用車輛，透過叫車應用程式提供收費載客服務！
- 違規者最高可處**3年以下監禁或300萬日圓以下罰款，或兩者兼有！**
- 若遭處罰，**將可能不被允許留在日本！**

운전자 여러분! 흰색 번호판 차량으로 택시영업은 불법행위입니다!

- 일본에서는 자가용 차량을 이용하여 사업자가 없는 자가용으로 승객을 유료로 운송하는 것이 법으로 금지되어 있습니다!
- 위반 시 **3년 이하의 징역** 또는 **300만 원 이하의 벌금**, 또는 둘 다에 처해질 수 있습니다!
- 벌금을 받았을 경우, 일본에서의 재유가 허가되지 않을 가능성이 있습니다!

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

訪日観光客の皆さまへ/To all tourists visiting Japan
致所有訪日游客/致所有訪日游客/방일 관광객 여러분께

【タクシーでの旅客運送は違法行為です！】
Beware! Unlicensed Taxis are **Illegal** and **Unsafe!**
使用非法定車(自家用車)を違法行為として、白タク(無許可タクシー)で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
日本の法律では、乗客許可を受けていない自家用車で、有料で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
違反した場合は**3年以下の懲役**もしくは**300万円以下の罰金**又は**その両方**が科せられることがあります！

In Japan, it is **prohibited** to use ride-hailing apps to transport passengers for a fee in a private vehicle without permission! If you use an unlicensed taxi, you may be questioned by the police! In Japan, **it is illegal** to use unlicensed taxis to transport passengers for a fee in a private vehicle without permission!

在日本，**禁止**私家用車(自家用車)を違法行為として、白タク(無許可タクシー)で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
日本の法律では、乗客許可を受けていない自家用車で、有料で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
違反した場合は**3年以下の懲役**もしくは**300万円以下の罰金**又は**その両方**が科せられることがあります！

訪日観光客の皆さまへ/To all tourists visiting Japan
致所有訪日游客/致所有訪日游客/방일 관광객 여러분께

【タクシーでの旅客運送は違法行為です！】
Beware! Unlicensed Taxis are **Illegal** and **Unsafe!**
使用非法定車(自家用車)を違法行為として、白タク(無許可タクシー)で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
日本の法律では、乗客許可を受けていない自家用車で、有料で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
違反した場合は**3年以下の懲役**もしくは**300万円以下の罰金**又は**その両方**が科せられることがあります！

In Japan, it is **prohibited** to use ride-hailing apps to transport passengers for a fee in a private vehicle without permission! If you use an unlicensed taxi, you may be questioned by the police! In Japan, **it is illegal** to use unlicensed taxis to transport passengers for a fee in a private vehicle without permission!

在日本，**禁止**私家用車(自家用車)を違法行為として、白タク(無許可タクシー)で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
日本の法律では、乗客許可を受けていない自家用車で、有料で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
違反した場合は**3年以下の懲役**もしくは**300万円以下の罰金**又は**その両方**が科せられることがあります！

訪日観光客の皆さまへ/To all tourists visiting Japan
致所有訪日游客/致所有訪日游客/방일 관광객 여러분께

【タクシーでの旅客運送は違法行為です！】
Beware! Unlicensed Taxis are **Illegal** and **Unsafe!**
使用非法定車(自家用車)を違法行為として、白タク(無許可タクシー)で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
日本の法律では、乗客許可を受けていない自家用車で、有料で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
違反した場合は**3年以下の懲役**もしくは**300万円以下の罰金**又は**その両方**が科せられることがあります！

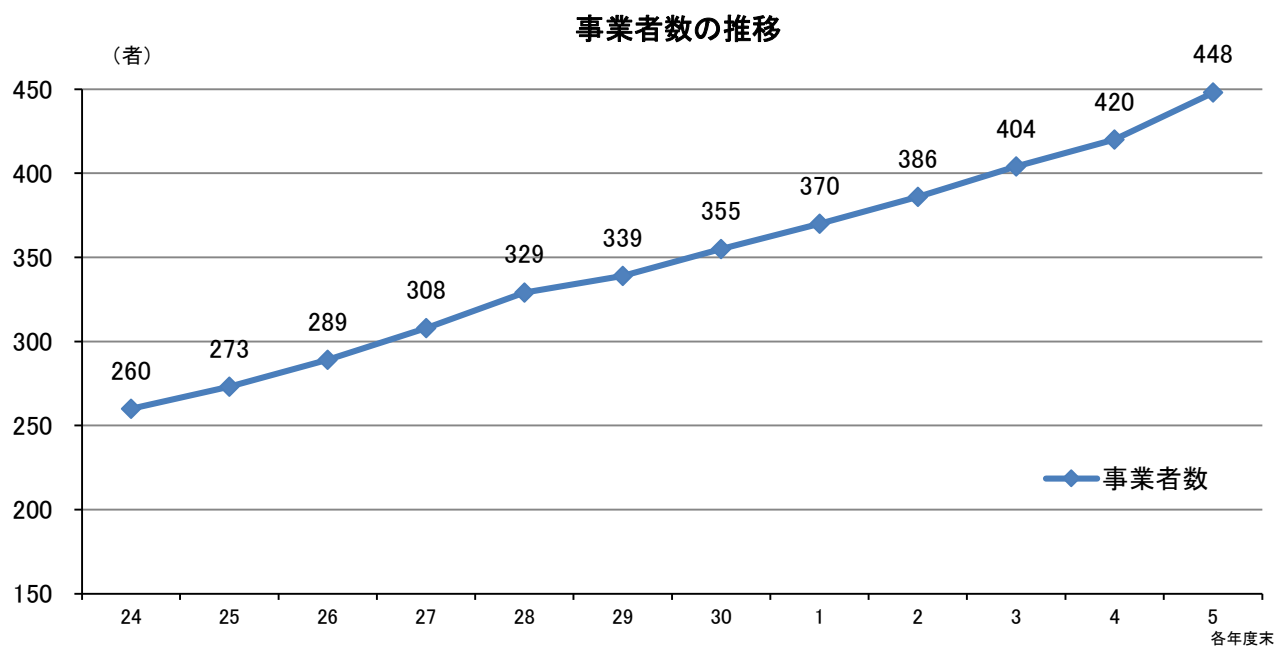
In Japan, it is **prohibited** to use ride-hailing apps to transport passengers for a fee in a private vehicle without permission! If you use an unlicensed taxi, you may be questioned by the police! In Japan, **it is illegal** to use unlicensed taxis to transport passengers for a fee in a private vehicle without permission!

在日本，**禁止**私家用車(自家用車)を違法行為として、白タク(無許可タクシー)で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
日本の法律では、乗客許可を受けていない自家用車で、有料で乗客を運送することは、法律で禁止されています！
違反した場合は**3年以下の懲役**もしくは**300万円以下の罰金**又は**その両方**が科せられることがあります！

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

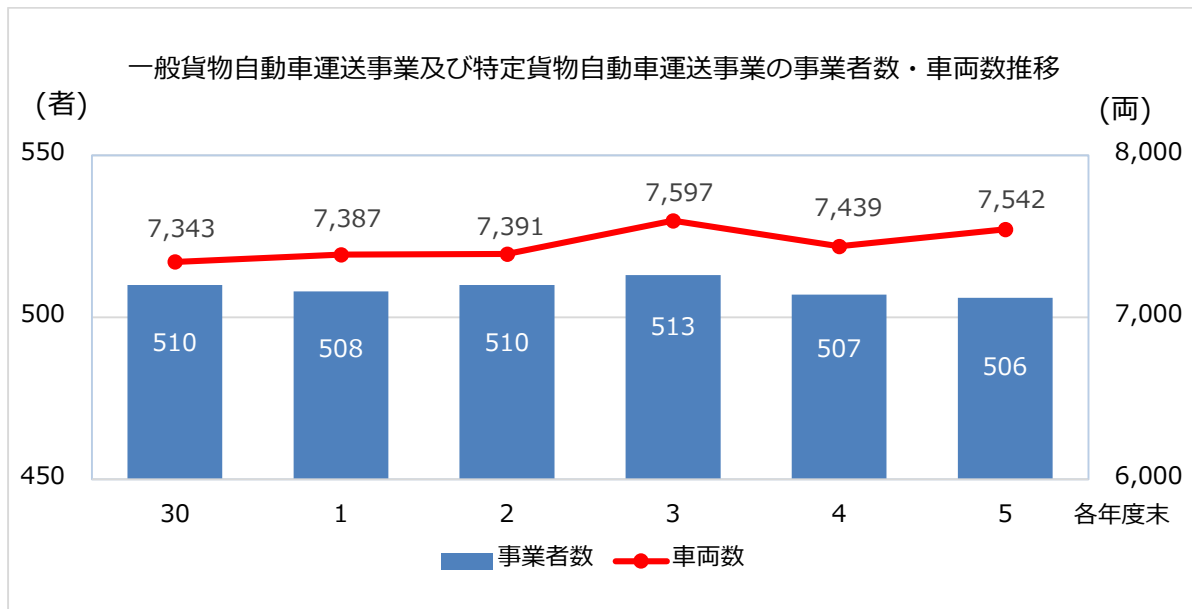
4. レンタカー事業の概況

長崎県は多数の離島を抱え、空港や港からの移動手段、島内周遊の移動手段としてレンタカーの需要が高い。特に近年は観光以外にも、自動車整備工場などが修理代車として有償で顧客に貸し渡すために許可を取得することも多く、事業者数は毎年増加している。



5. トラック事業の概況

令和6年3月末現在の県内のトラック事業者は、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者を合わせて506者、7,542両となり、貨物軽自動車運送事業者は1,644、3,182両となっている。令和5年度に新たに許可を取得した一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は8者、事業廃止をした事業者は9者であり、令和4年度と比較して、事業者数はほぼ横ばい、車両数はやや増加となっている。



「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長崎県地方協議会」の取組



平成27年度に、学識経験者、荷主を含めた関係者で構成される、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。長崎県でも地方協議会（以下、地方協議会）を設置し、令和5年度までに計15回開催。令和4年度の地方協議会では、これまで対象輸送分野が「加工食品」のみであったところ、「農作物」も新たに追加。農産物は長崎県内での輸送量・輸送頻度が高く、また、加工食品物流の課題が農産物輸送にも共通しており、共に改善が進められると期待される。

令和6年度は、改善基準告示改正後の対応状況に関するアンケート調査、荷主向け講習会、運送事業者向け原価計算講習会、ホワイト物流推進運動の周知等に取り組んでいる。

県内主要経済団体（建設等発注者及び貨物の発着荷主）に対する協力要請



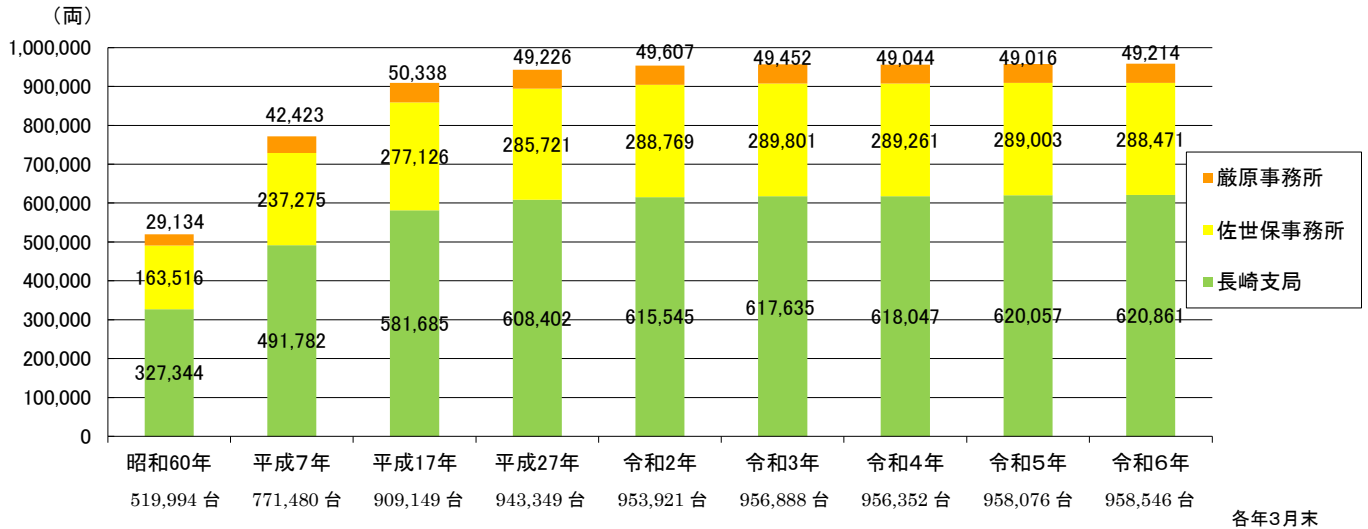
令和6年4月から、建設業及び道路貨物運送事業（自動車運転者）に対しても、時間外労働の上限時間の規制が適用されたことに伴い、各事業者でも長時間労働削減の取り組み実施を促進してきたところであるが、これらの企業単独の取り組みでは限界があり、建設等発注者及び貨物の発着荷主の協力が必要不可欠となる。

そのため、長崎労働局、長崎運輸支局、長崎県トラック協会等官民が一体となり、建設等発注者及び貨物の発着荷主に対し、長時間労働の削減に向けた配慮及び協力を促進するための要請を行った。

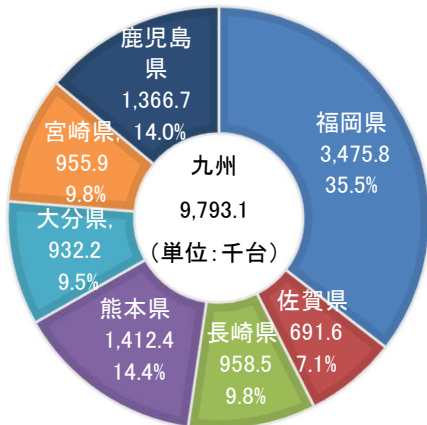
1. 自動車登録の概況

自動車の登録制度は所有権の公証の民事目的、保有実態の把握の行政目的の2つを有している。また、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢等により半導体や自動車部品の供給が不安定になり、新車生産が滞っているが、保有車両数の大幅な減少といった影響は生じていない。

管内の事務所別保有車両数の推移



管内の保有車両数の動向

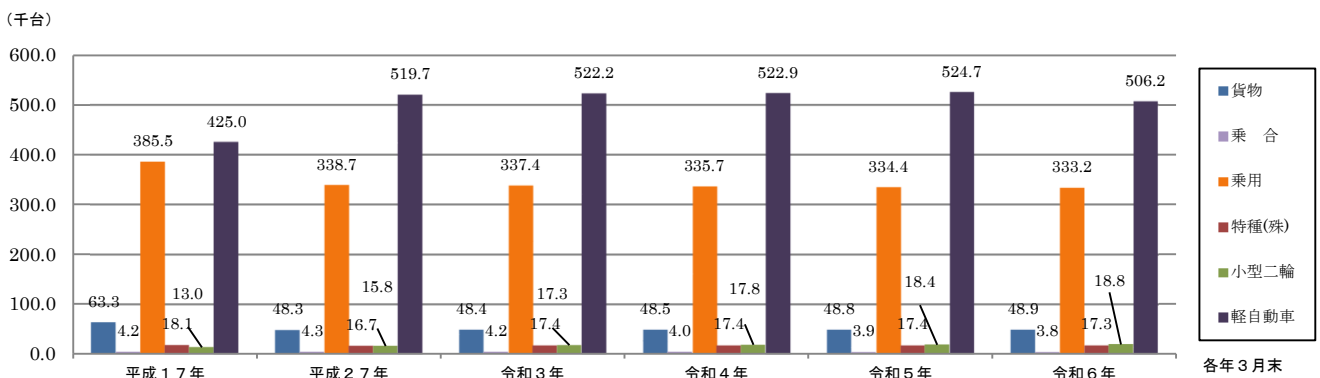


本県の保有車両数は令和6年3月末現在約95万9千両で、全国の1.16%、九州管内では9.8%を占めている。

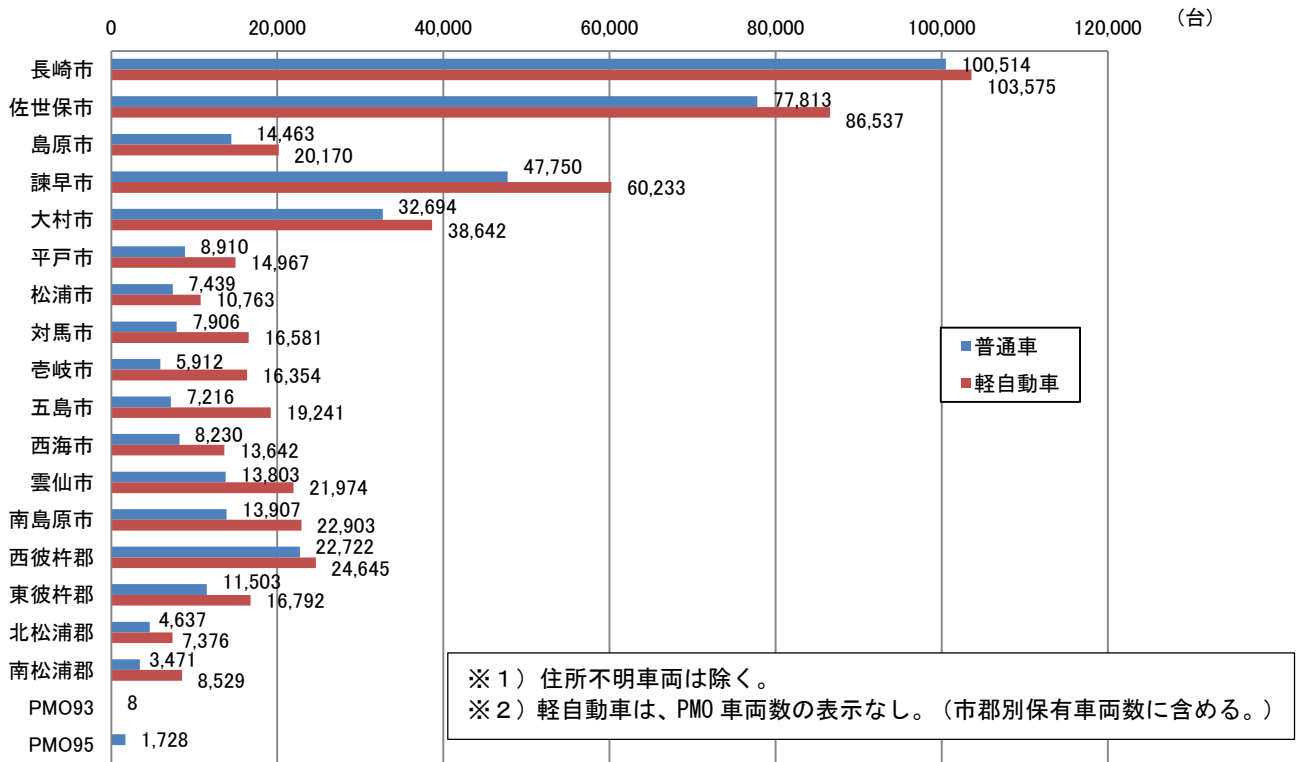
保有車両数の割合として、長崎運輸支局が64.8%、佐世保自動車検査登録事務所が30.1%、厳原自動車検査登録事務所が5.1%となっている。

※保有車両数データ (令和6年3月末)

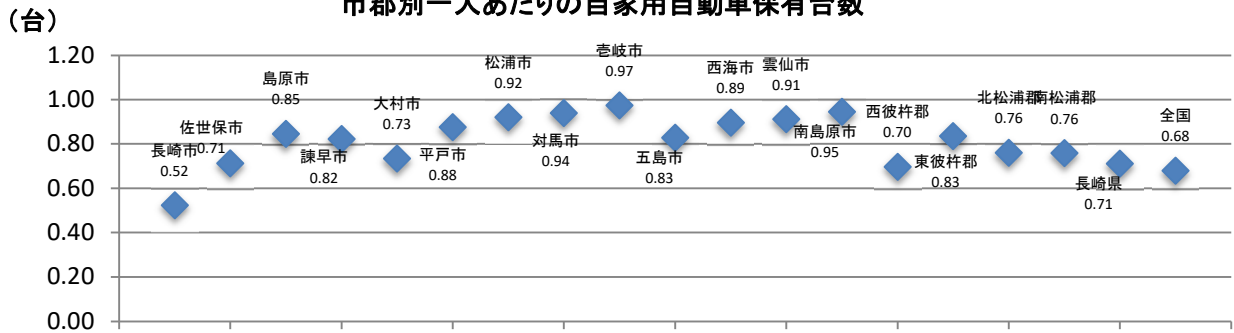
用途別保有車両数の推移



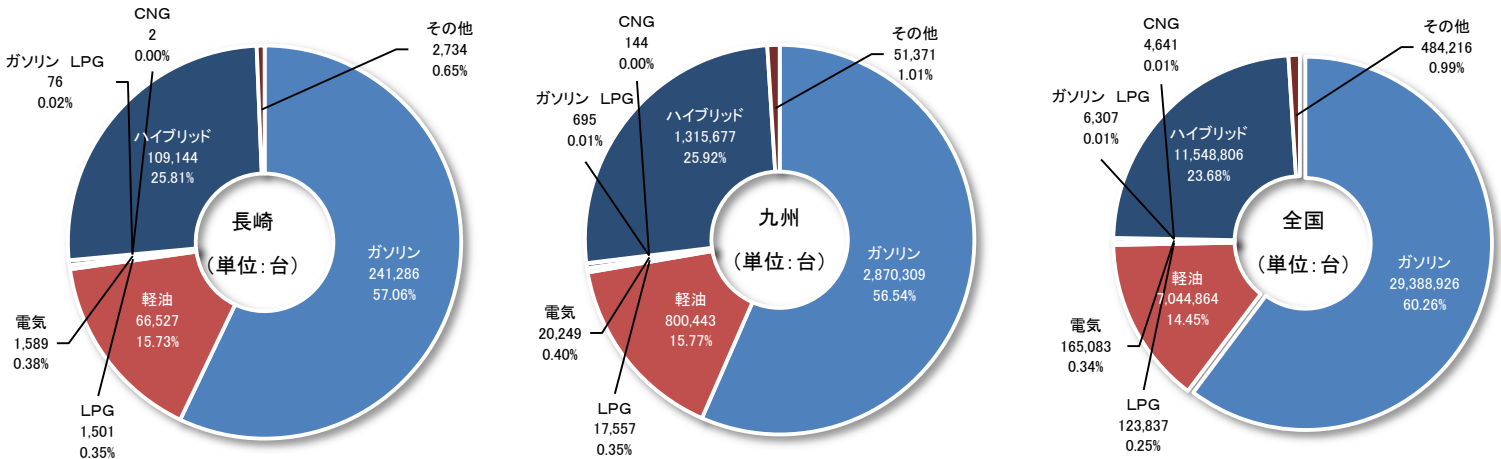
市郡別自家用自動車保有台数



市郡別一人あたりの自家用自動車保有台数



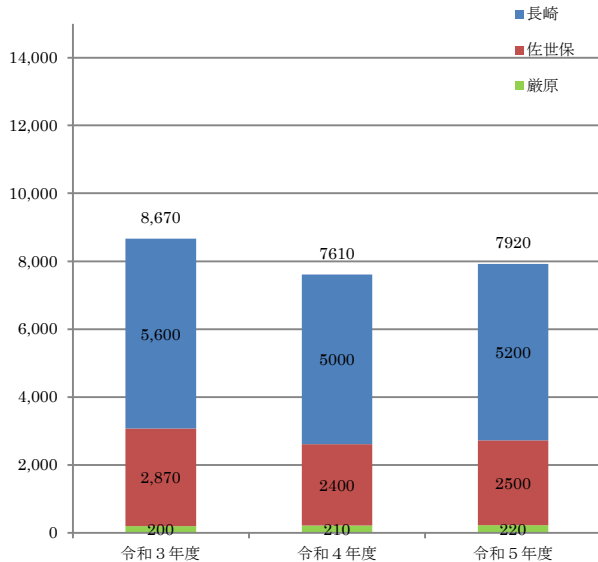
燃料別エコカー等の割合



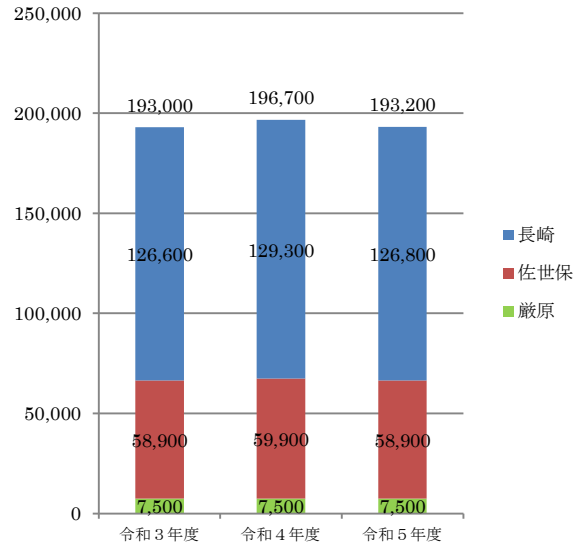
1. 自動車検査業務の概況

自動車の安全性確保と公害防止を図るため、新規検査、継続検査、構造等変更検査などを実施している。

新規検査件数の推移



継続検査件数の推移



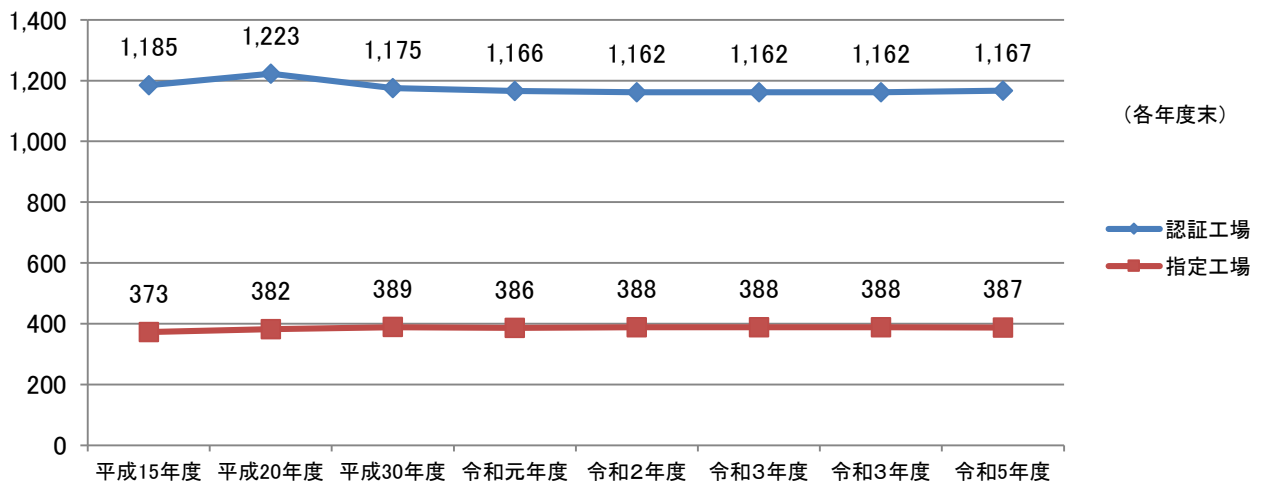
2. 自動車整備事業関係業務の概況

自動車特定整備事業の「認証」を受けた事業場は、令和6年3月末時点で1,167事業場となっており、指定自動車整備事業の「指定」を受けた事業場は387事業場となっている。

指定整備工場で行われる継続検査の割合は全継続検査のうち、約75%を占めている。

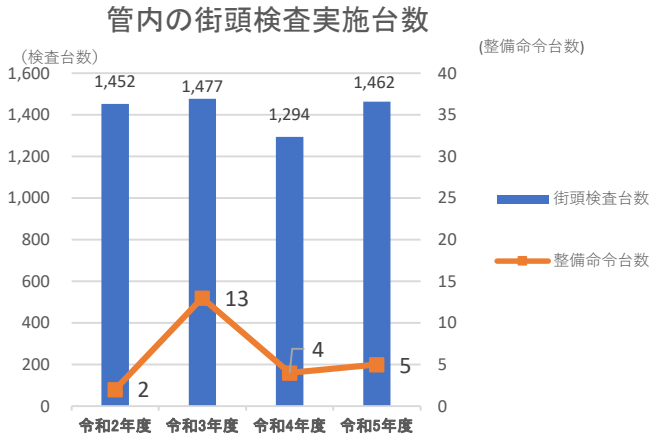
管内の認証事業場数及び指定事業場数の推移

(事業場数)



3. 街頭検査に関する実施状況

交通安全運動期間中などに街頭検査を実施し、また、運輸支局・自動車検査登録事務所構内の車両についても、適宜、構内検査を実施しており、不正改造車・整備不良車の排除に努めている。

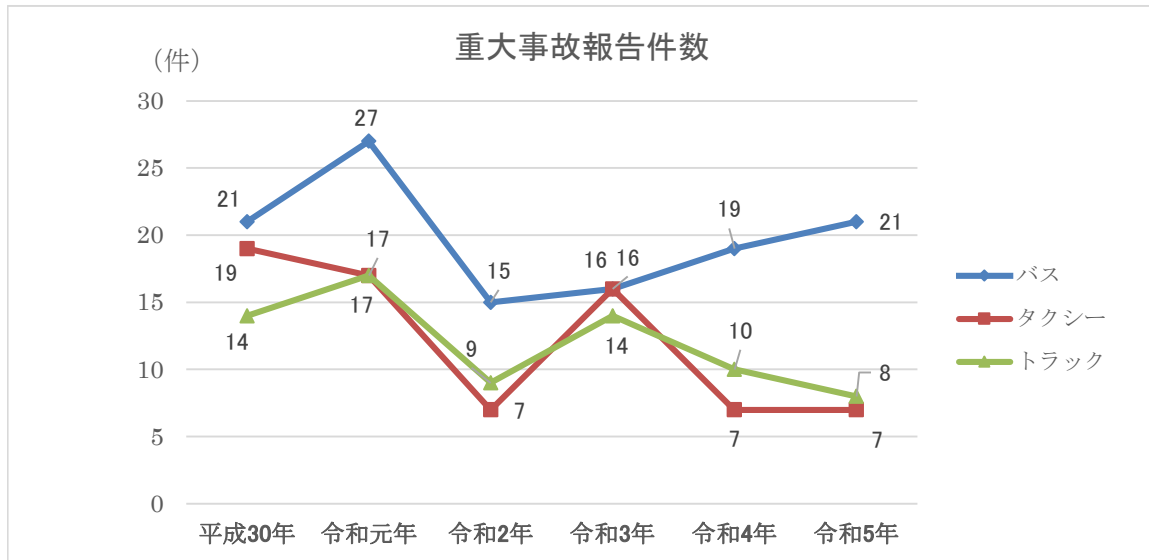


街頭検査を実施している様子

※検査台数は街頭検査、構内検査を合わせた台数

事業用自動車の重大事故

長崎県内の事業用自動車を運行する事業者は、重大事故が発生した際に「自動車事故報告規則」に基づき、長崎運輸支局に事故報告を提出しなければならないこととなっている。



総務企画担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
長崎港「海の日」協賛会	〒850-0031	長崎市魚の町 4-1 長崎市 まちづくり部 都市計画課内	鈴木 史郎	095-829-1169	095-829-1168
(一社)長崎県旅行業協会	〒850-0874	長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館 4 階	前田 寛信	095-825-2100	095-825-2700
(一社)長崎県観光連盟	〒850-8570	長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 5 階	嶋崎 真英	095-826-9407	095-824-3087
(一社)長崎国際観光 コンベンション協会	〒850-0862	長崎市出島町 1-1 長崎出島ワーフ 2 階	村木 昭一郎	095-823-7423	095-824-9128
(公財)佐世保観光 コンベンション協会	〒857-0863	佐世保市三浦町 21-1 JR 佐世保駅構内	辻 宏成	0956-23-3369	0956-23-6750
長崎県倉庫協会	〒850-0862	長崎市出島町 2-13 長崎倉庫棟内	平田 純一郎	095-823-4590	095-893-8120
長崎県冷蔵倉庫協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 関連棟 B-1	阿部 浩明	095-850-8501	095-850-8526

運航担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
長崎地区海運組合	〒850-0035	長崎市元船町 6-6 松尾ビス 308	伊達 昌宏	095-822-0946	095-822-1711
長崎旅客船協会	〒850-0035	長崎市元船町 16-12 (九州商船ビル3F)	村木 昭一郎	095-822-1300	095-822-3043
長崎港運協会	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-76-120	中部 憲一郎	095-834-5255	095-878-9400

船舶担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
長崎県造船協同組合	〒850-0034	長崎市樺島町 2-11 造船組合ビル	井筒 龍介	095-822-2483	095-826-0314
長崎県金属工業協同組合	〒854-0063	諫早市貝津町 2148-2	光武 直哉	0957-26-1900	0957-26-0064
協同組合三菱長船協力会	〒850-0063	長崎市飽の浦町 1-1 三菱長崎造船所構内	三浦 学	095-861-6543	095-862-6712
長崎漁船装備品工業協同組合	〒850-0961	長崎市小ヶ倉町 3-81-2	富永 匠	095-878-4156	095-878-4157
島原ドック協業組合	〒855-0832	島原市湊町 5-2	中村 光考	0957-63-3851	0957-62-7006
長崎県アジア産業交流協同組合	〒852-8132	長崎市大橋町 10-22	本田 郷之	095-841-7622	095-841-7633
九州船用工業会長崎支部	〒850-0933	長崎市西琴平町 1-5	川口 淳	095-828-6646	095-822-4162
(一財)日本モーターボート競走会 大村支部	〒856-0834	大村市玖島 1-15-1	池田 清人	0957-52-6194	0957-53-7679
日本小型船舶検査機構長崎支部	〒859-0401	諫早市多良見町化屋 1852-2	白垣 栄一	0957-43-5090	0957-43-5250

船員担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
全日本海員組合長崎支部	〒850-0861	長崎市江戸町 1-18	松本 順一	095-823-7251	095-821-4216
長崎県以西底曳網漁業協会	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 山田水産(株)内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎県旋網漁業協同組合	〒851-2211	長崎市京泊 3 丁目 3-1	伊藤 忠光	095-850-4196	095-850-4197
船員災害防止協会九州支部 長崎地区支部	〒851-2211	長崎市京泊 3-3-1 長崎県以西底曳網漁業協会内	山田 浩一郎	095-850-4300	095-850-4357
長崎地区 船員労働安全衛生協議会	〒850-0921	長崎市松が枝町 7-29 長崎運輸支局内	山田 浩一郎	095-822-4403	095-827-4869
株式会社日本海洋資格センター 長崎事務所	〒850-0055	長崎市中町 1-25MJM 中町ビル	中野 隆	095-832-8850	095-832-8110
長崎水先区水先人会	〒850-0843	長崎市常盤町 1-60 長崎港常盤ターミナルビル	蒲地 忠	095-823-6465	095-823-3071

輸送・監査担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
(一社)長崎県バス協会	〒850-0032	長崎市興善町 4-6	嶋崎 真英	095-822-9018	095-826-6411
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	四元 永生	095-838-2664	095-839-8400
長崎県個人タクシー協会	〒850-0834	長崎市上小島 4-4-20	嶋田 志可夫	095-827-5390	095-828-8741
(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131	長崎市松原町 2651-3	馬場 邦彦	095-838-2281	095-839-8508
(一社)長崎県レンタカー協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	吉本 明浩	095-837-8610	095-837-8614

登録担当

名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
(一財)九州陸運協会長崎支部	〒851-0103	長崎市中里町 1576-5	井浦 晋	095-839-6534	095-839-3751
(一財)日本自動車査定協会 長崎県支所	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	藤岡 良規	095-839-6878	095-839-6787
(一社)長崎県自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-6	嶋崎 真英	095-838-2244	095-839-3980
(一社)佐世保自動車協会	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	川添 忠彦	0956-32-2101	0956-32-2103
長崎県自動車販売店協会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-7	藤岡 良規	095-839-2611	095-839-2892
長崎県軽自動車協会	〒851-0103	長崎市中里町 1590-3	坂本 浩一	095-838-3244	095-839-3668
長崎県中古自動車販売協会	〒856-0007	大村市草場町 512-3	東 明彦	0957-55-1133	0957-55-4501

整備担当

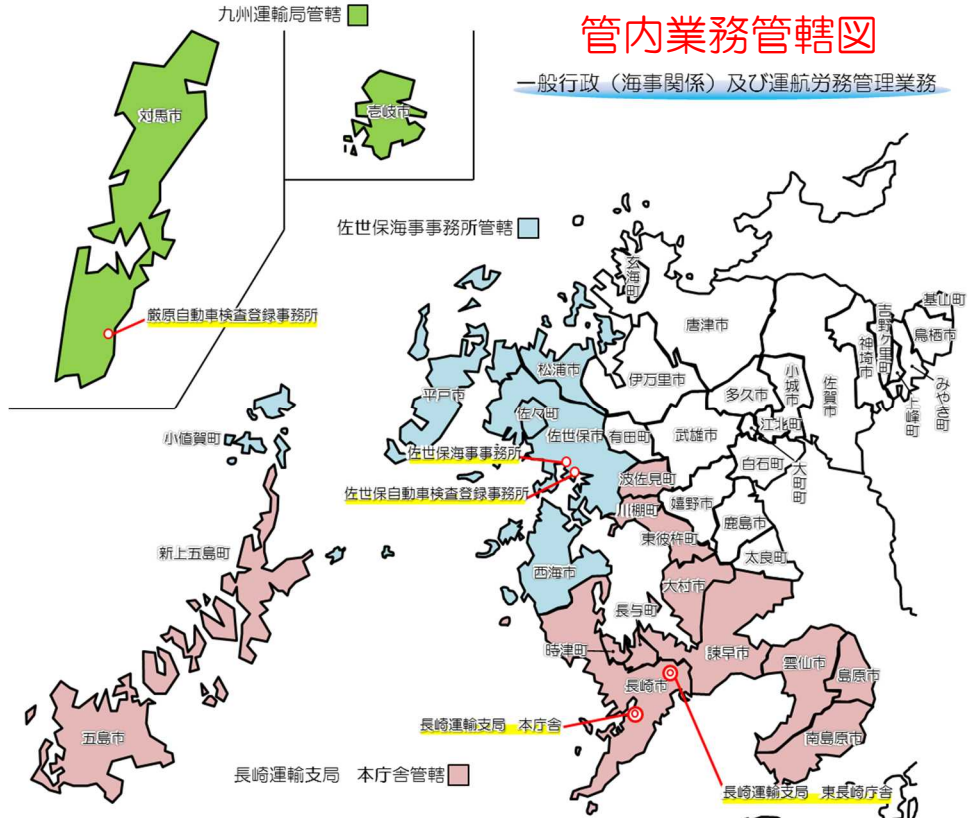
名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
軽自動車検査協会長崎事務所	〒851-0103	長崎市中里町 1600-2	富安 真輔	050-3816-1755	095-813-8882
軽自動車検査協会長崎事務所佐世保支所	〒857-1171	佐世保市沖新町 5-1	壇 康広	050-3816-1756	0956-27-8789
軽自動車検査協会長崎事務所厳原分室	〒817-0032	対馬市厳原町久田 645-8	与倉 豊朗	050-3816-1757	0920-53-4312
独立行政法人自動車事故対策機構長崎支所	〒850-0033	長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル 11 階	福田 善之	095-821-8853	095-821-8854
(一社)長崎県自動車整備振興会	〒851-0103	長崎市中里町 1576-2	川上 清記	095-839-1177	095-839-6692
長崎県自動車車体整備協同組合	〒850-0952	長崎市戸町 2-173-52	濱崎 勝行	095-801-0082	095-821-2562
長崎県自動車電装品整備商工組合	〒857-1165	佐世保市大和町 342-1	古川 健	0956-31-3123	0956-32-7900
(一社)日本自動車連盟長崎支部	〒850-0043	長崎市八千代町 2-13	藤岡 良規	095-811-2333	095-829-1333

佐世保海事事務所

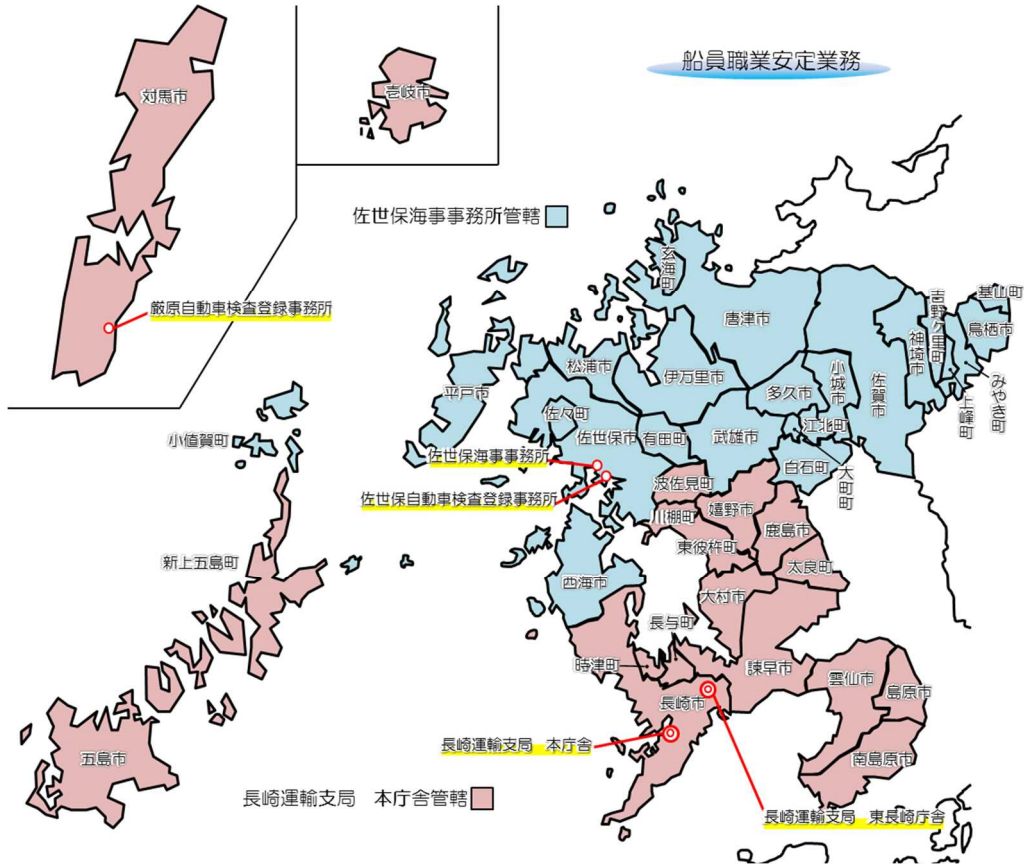
名称	郵便番号	住所	代表者名	電話番号	FAX
佐世保港地方港湾審議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	宮島 大典	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保市海の日協賛会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	宮島 大典	0956-22-6127	0956-22-6149
佐世保地区海運組合	〒857-0855	佐世保市新港町 8-23	橋本 功次	0956-23-6218	0956-23-6219
佐世保旅客船協会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保港運協会	〒857-0852	佐世保市干尽町 5-27	辻 宏成	0956-59-6260	0956-59-6261
佐世保地区造船工業協同組合	〒857-0852	佐世保市干尽町 6-3	北村 與志郎	0956-31-5126	0956-31-5196
九州船用工業会佐世保支部	〒859-3241	佐世保市有福町 203-1	水上 陽介	0956-37-9317	0956-37-9318
全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部 長崎支部	〒857-8501	佐世保市立神町 1	石田 忠男	0956-25-9114	0956-25-9210
船員災害防止協会九州支部佐世保地区支部	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保船員労働安全衛生協議会	〒857-0855	佐世保市新港町 8-1	木原 廣道	0956-22-6575	0956-24-1038
佐世保水先区水先人会	〒857-0876	佐世保市塩浜町 6-2	峯 寛	0956-22-9059	0956-25-1508
(一社)日本造船協力事業者団体連合会九州支部	〒857-2494	西海市大島町 1605-1 (株)大島造船所構内	山外 正人	0959-34-3200	0959-34-5727

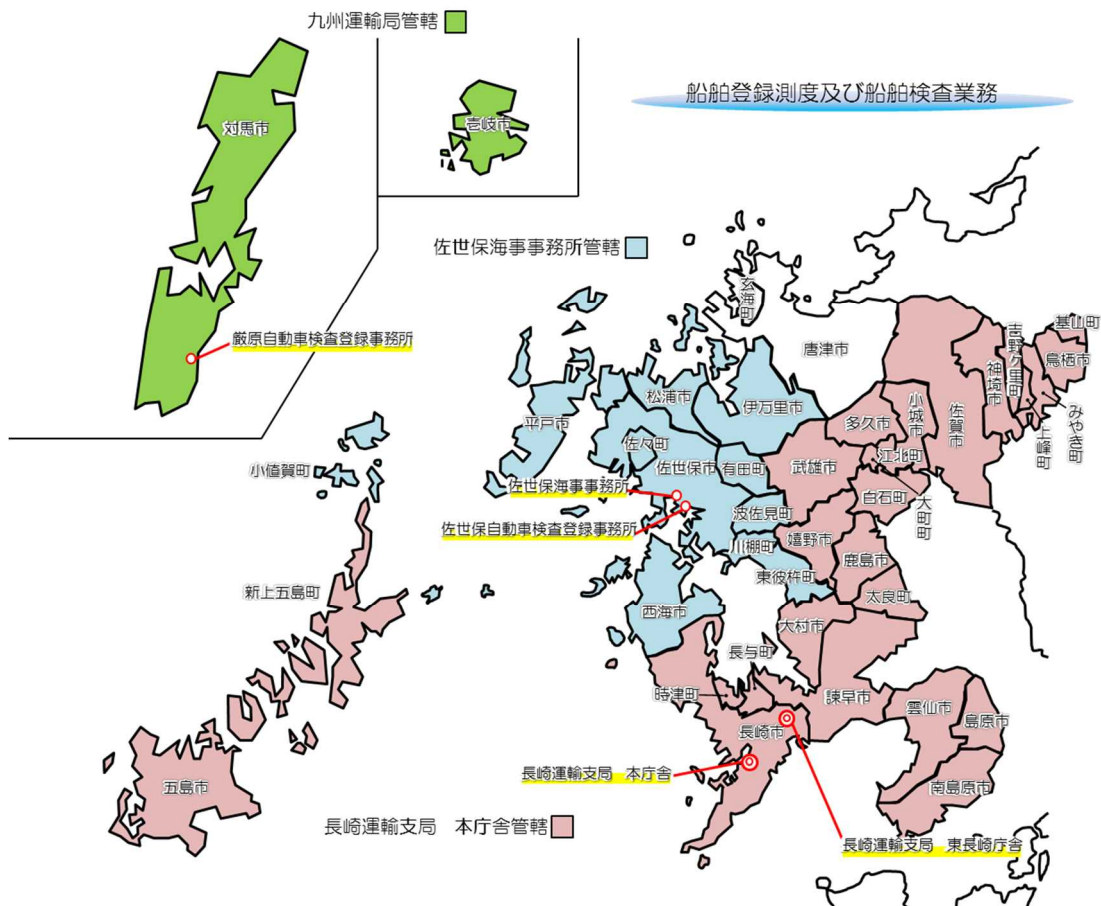
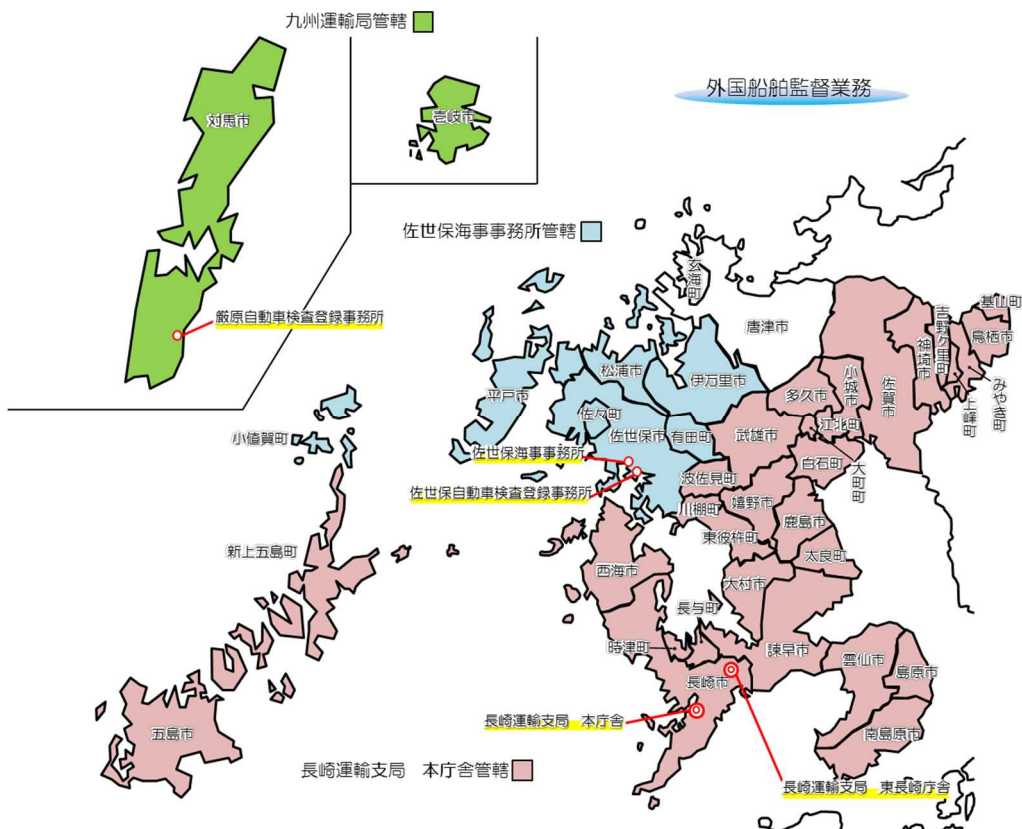
管内業務管轄図

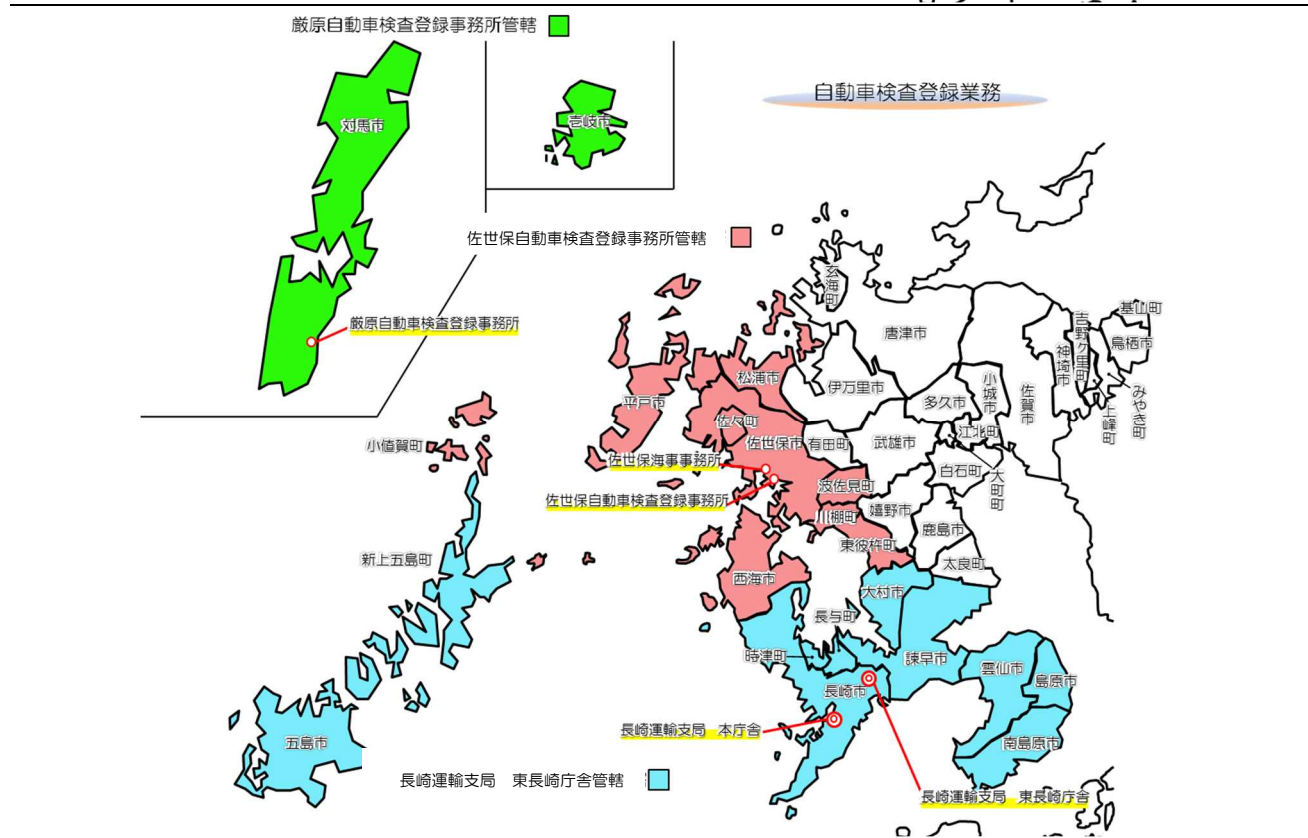
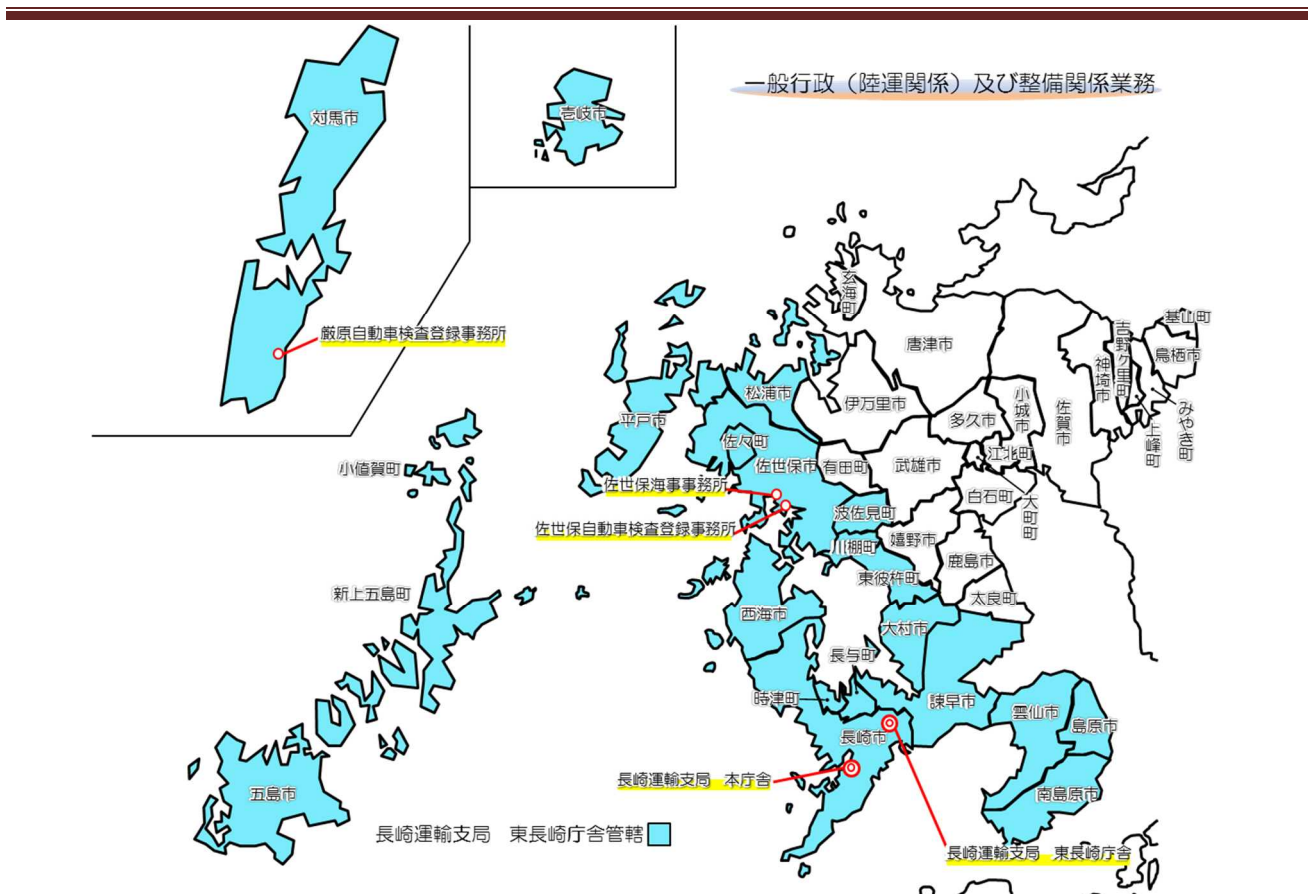
一般行政（海事関係）及び運輸労務管理業務



船員職業安定業務







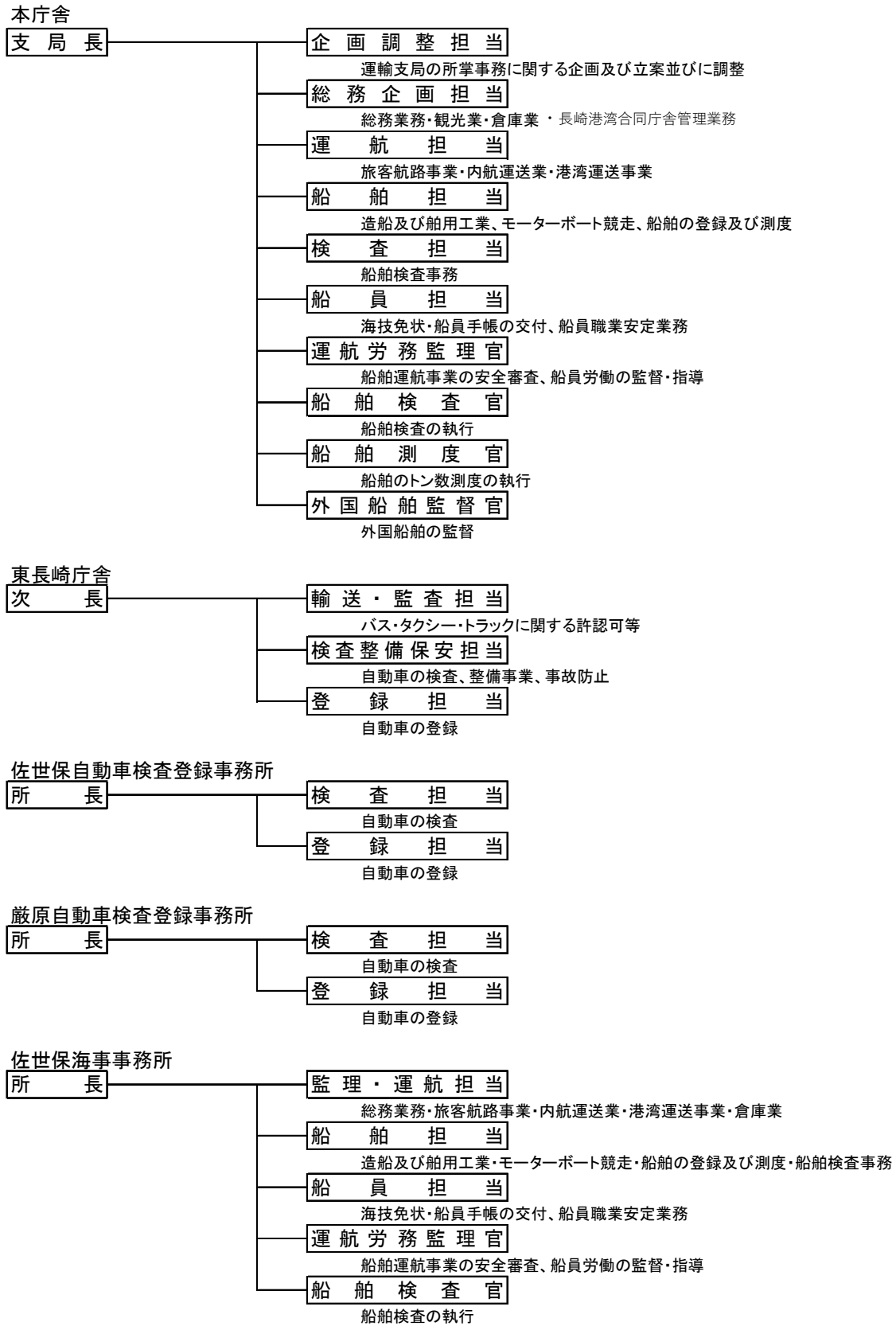
沿革 (○印は東長崎庁舎関係)

明治 20 年 4 月	長崎市出島に逓信省長崎司検所が設置され、海員の技術試験及び船舶検査業務を所掌。
明治 24 年 7 月	船舶司検所官制施行に伴い、長崎船舶司検所(逓信省所管)と改称され、海員及び水先人試験、審問、船舶検査、測度、造船監査業務を所掌。
明治 32 年 6 月	海事局官制施行に伴い、長崎船舶司検所が廃庁となり、長崎海事局が新たに設置され、船舶法及び船員法関係業務が所掌に加わる。
明治 33 年	長崎海事局の庁舎を新地に移転。
明治 43 年 4 月	地方逓信監理局官制施行に伴い、長崎海事局は廃庁となり、九州逓信監理局海事部(在長崎)を新たに設置。
大正 2 年 6 月	官制改正に伴い、九州逓信局海事部と改称。
大正 8 年 5 月	官制改正に伴い、熊本逓信局海事部と改称。
昭和 2 年 10 月	熊本逓信局海事部を長崎から門司へ移転、熊本逓信局海事部長崎出張所と改称。
昭和 16 年 12 月	海務局官制制定に伴い、門司海務局が設置され、海事部業務を所掌することとなり、門司海務局長崎支局を設置。
昭和 18 年 11 月	官制改正に伴い、運輸逓信省が新設され、税関業務を合併して門司海運局長崎支局と改称。長崎駅・佐世保・崎戸・勝本の各出張所を設置。
昭和 19 年 6 月	長崎支局に口之津出張所を設置。
昭和 20 年 5 月	長崎支局佐世保出張所は門司海運局佐世保支局となり、崎戸出張所を佐世保支局に移管。
昭和 20 年 6 月	官制改正に伴い、運輸省九州海運局長崎支局及び佐世保支局と改称。
昭和 21 年 6 月	官制改正に伴い、関税業務を大蔵省へ移管。 長崎支局長崎駅出張所を廃止。
○ 昭和 22 年 3 月	鉄道局の地方官署として、長崎市に長崎自動車事務所が設置され、臨時物資調整法に基づく配給事務を所掌。
昭和 22 年 4 月	長崎支局口之津出張所を廃止。
○ 昭和 22 年 5 月	新たに自動車運送事業及び軽車両運送事業の管理事務を所掌。
昭和 22 年 9 月	長崎支局勝本出張所を厳原支局に移管。
昭和 22 年 11 月	長崎支局島原・西有家・口之津・小長井・大村・瀬戸・亀岳・岐宿・福江の各出張所を設置。 佐世保支局相浦出張所を設置。
○ 昭和 23 年 1 月	長崎自動車事務所が廃止され、長崎市羽衣町に長崎道路運送監理事務所が設置される。
昭和 23 年 2 月	佐世保支局に平戸・大島・臼浦・志佐・江迎の各分室を配置。
昭和 23 年 12 月	長崎支局に公共船員職業安定所を設置。 佐世保支局川内分室を配置。
昭和 24 年 6 月	長崎支局小長井・瀬戸・亀岳の各出張所を廃止。
○	運輸省設置法の改正に伴い、地方支分部局として福岡陸運局が設置され、鉄道、通運、倉庫、自動車業務を所掌。
○ 昭和 24 年 8 月	長崎道路運送監理事務所を福岡陸運局長崎分室に改称。
昭和 24 年 9 月	佐世保支局江迎・川内の各分室を廃止。
○ 昭和 24 年 11 月	政令改正に伴い、陸運局分室が廃止され、新たに、地方自治法附則に伴い、長崎県陸運事務所が設置される。

昭和 26 年 1 月	佐世保支局平戸分室を廃止。
昭和 26 年 6 月	長崎支局大村・西有家・岐宿の各出張所を廃止。
昭和 27 年 8 月	公共船員職業安定所は海運局内部組織となり、船員職業安定所と改称。 佐世保支局崎戸・志佐の各出張所を廃止。
昭和 28 年 3 月	佐世保支局臼浦出張所を廃止。 佐世保支局崎戸出張所を設置。
昭和 28 年 4 月	長崎支局稲佐分室を設置。
昭和 30 年 9 月	長崎支局稲佐分室を廃止。
昭和 31 年 1 月	長崎支局島原出張所を廃止し、口之津出張所は分室となる。 長崎支局漁港分室を設置。 佐世保支局大島出張所を廃止。 佐世保支局平戸出張所を設置。
昭和 32 年 7 月	長崎支局に次長を配置。
昭和 33 年 1 月	長崎支局口之津分室を廃止。
昭和 37 年 6 月	長崎支局の庁舎を新地から松が枝町(長崎港湾合同庁舎)に移転。港湾合同庁舎の管理官庁となる。
昭和 39 年 6 月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官を配置。
○ 昭和 40 年 4 月	長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所厳原出張所を設置。
○ 昭和 42 年 3 月	長崎県陸運事務所を羽衣町から平間町に移転。
○ 昭和 43 年 10 月	長崎県条例の一部改正に伴い、長崎県陸運事務所佐世保支所を設置。
昭和 44 年 4 月	佐世保支局相浦・崎戸の各出張所を廃止。
昭和 44 年 10 月	長崎支局漁港分室を廃止。
昭和 45 年 4 月	佐世保支局平戸出張所を廃止。
昭和 46 年 4 月	長崎支局福江出張所を廃止。 佐世保支局庁舎を干尽町(佐世保港湾合同庁舎)に移転。
昭和 59 年 7 月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州海運局と福岡陸運局が統合し、九州運輸局を設置。 九州海運局長崎支局は九州運輸局長崎海運支局、九州海運局佐世保支局は九州運輸局佐世保海運支局と改称。 長崎支局次長を廃止。
○ 昭和 60 年 4 月	道路運送法等の改正に伴い、長崎県陸運事務所は九州運輸局長崎陸運支局、佐世保支所は九州運輸局長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所、厳原出張所は九州運輸局長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所にそれぞれ改称。
○ 平成元年 3 月	長崎陸運支局の庁舎を平間町から中里町に移転。
平成 5 年 4 月	長崎海運支局に船舶検査次長を配置。
○ 平成 9 年 4 月	組織改正に伴い、長崎陸運支局登録課を廃止、自動車登録官とし、前任自動車登録官を配置。
平成 13 年 1 月	中央省庁再編により、運輸省が国土交通省となる。
平成 13 年 4 月	長崎海運支局に外国船舶監督官を配置。

- 平成 14 年 7 月 国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、長崎海運支局と長崎陸運支局が統合し九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎・東長崎庁舎)と改称。
佐世保海運支局は長崎運輸支局佐世保海事事務所へ、長崎陸運支局佐世保自動車検査登録事務所は長崎運輸支局佐世保自動車検査登録事務所へ、長崎陸運支局厳原自動車検査登録事務所は長崎運輸支局厳原自動車検査登録事務所へそれぞれ改称。
長崎海運支局船員職業安定所を船員課に統合し、長崎運輸支局に総務企画課及び企画調整官を配置。
自動車検査独立行政法人が設置され、東長崎庁舎内に自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所が組織され自動車検査業務等を所掌することとなった。また、佐世保自動車検査登録事務所内に自動車検査独立行政法人九州検査部佐世保事務所が、厳原自動車検査登録事務所内に自動車検査独立行政法人九州検査部厳原事務所がそれぞれ組織された。
- 平成 17 年 4 月 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員労務官を改組し運航労務監理官を配置。
- 平成 18 年 7 月 組織改正により、課制を改めスタッフ制となる。
- 平成 28 年 4 月 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部改正により、自動車検査独立行政法人九州検査部長崎事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部長崎事務所となる。あわせて、自動車検査独立行政法人九州検査部佐世保事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部佐世保事務所へ、自動車検査独立行政法人九州検査部厳原事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部厳原事務所へとなる。

組織図



支局・事務所所在地

○ 九州運輸局長崎運輸支局(本庁舎)

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29
 (長崎港湾合同庁舎4階)

TEL 095 (822) 0010 企画調整担当
 総務企画担当
 (822) 2800 運航担当
 (822) 4400 船舶担当
 船舶測度官
 (822) 0073 検査担当
 船舶検査官
 (822) 4403 船員担当
 運航労務監理官
 (822) 0260 外国船舶監督官



○ 九州運輸局長崎運輸支局(東長崎庁舎)

〒851-0103 長崎市中里町1368

TEL 095 (839) 4747 輸送・監査担当
 (839) 4749 検査整備保安担当
 050 (5540) 2083 登録関係コールセンター



検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>

○ 九州運輸局長崎運輸支局
佐世保自動車検査登録事務所

〒857-1171 佐世保市沖新町5-5

TEL 0956(31)8048
050(5540)2084 登録関係コールセンター

検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>



○ 九州運輸局長崎運輸支局
厳原自動車検査登録事務所

〒817-0032 対馬市厳原町久田645-8

TEL 0920(52)0829
050(5540)2085 登録関係コールセンター

検査インターネット予約
<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>



○ 九州運輸局長崎運輸支局
佐世保海事事務所

〒857-0852 佐世保市干尽町4-1
(佐世保港湾合同庁舎3階)

TEL 0956(31)6165

